

淀川水系流域委員会 第55回委員会

議事録（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方
につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

江頭委員

寺川委員

日 時 平成19年 1月11日（木）

午後 2時34分 開会

午後 6時51分 閉会

場 所 みやこめっせ 1階 第2展示場A面

〔午後 2時34分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

皆様、お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第55回委員会を開催いたします。本日の出席委員でございますが、現在12名いらっしゃっておりまして、定足数13名にまだ若干達してないんですが、4名の方が今こちらに向かっておるといことで、おくれるというご連絡をいただいております。最終的に16名で委員会を進めるというような状況になっております。一応ご報告いたします。司会進行は委員会庶務近藤でございます。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。まず、配付資料でございますが、資料はお配りしました袋に入れております「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とありまして、右肩に番号がついてある資料で「報告資料1」「審議資料2-1、2-2、2-3」「審議資料3」「審議資料4」「その他資料」「参考資料1」と8点ございます。また、袋の外でございますが、1枚だけの資料で「次期委員会への申送り（案）」という1枚のペーパーが皆さんの手に渡っているかと思いますが、合わせて9点でございます。ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」につきましては、前回の委員会であります12月7日開催の第54回委員会以降に寄せられた意見を整理しております。

続きまして発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、必ずマイクを通しお名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。携帯電話につきましては音の出ないような設定でお願いしたいと思います。

それでは、今本委員長よろしく願います。

今本委員長

皆さん、こんにちは。この委員会も休止まであと20日となりました。考えてみますと、もう6年間になったわけですが、最後まで全力を尽くして私たちの任務を全うしたいと考えております。また、本日は大勢の傍聴者の皆さんにおいでいただきましてありがとうございます。後ほどご意見をお伺いしたいと思いますので、ぜひご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、まず報告に入ります。「前回委員会以降の会議開催経過について」といことで、庶務から願います。

〔報告〕

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

庶務（日本能率協会総研 高橋）

委員会庶務の高橋でございます。これより、前回委員会以降の会議開催経過についてご報告申し上げます。お手元の報告資料1に基づきましてご報告申し上げます。

まず、第81回運営会議でございます。12月7日の水曜日に開催されました。検討内容及び決定事項でございます。庶務より報告。庶務より本日の出席委員についての報告を行いました。本日の会議について。第81回委員会の進め方について検討がなされました。さらに、他の審議事項につきまして、12月14日、18日開催予定のダムフォローアップにかかわる委員会作業検討会の進め方について、及び1月5日、1月8日開催予定の各部会の進め方について審議がなされました。以上でございます。

続きまして、第54回委員会でございます。12月7日の木曜日に開催されました。決定事項でございます。「次期委員会についての要望書」が河川管理者に提出されました。報告の概要でございます。庶務より前回委員会以降の経過報告がなされました。審議の概要でございます。ダム等の管理に係るフォローアップについて。河川管理者より資料を用いて説明がなされた後、委員との質疑応答がなされました。主な内容は、利水補給について、水質について、生物についてでございます。さらに、部会・WGの検討状況と今後の予定について、各部会長、リーダーから説明がなされました。また、委員長から、地域ごとの検討事項や課題点をとりまとめておきたいと。最終的なとりまとめは委員会で行うが、まずは地域別部会で意見や論点の整理をお願いしたいという発言がございました。その他でございます。今後の流域委員会について。河川管理者より今後の流域委員会について説明がなされた後、委員との質疑応答がなされました。その後、委員長より「次期委員会についての要望書」が提出されました。4でございます。一般傍聴者からの意見聴取。5名からご発言がございました。以上でございます。

続きまして、第6回水位操作WG検討会でございます。12月8日の金曜日に開催されました。決定事項でございます。次回のWG検討会に向けて、論点を取りまとめてMLで配信する。意見があればMLにて提出する。検討の概要でございます。河川管理者による資料説明と質疑応答がなされました。水位操作WG意見書論点整理。WGリーダーより資料について説明がなされた後、意見交換がなされました。以上でございます。そして、一般傍聴者からの意見聴取。2名から発言がなされました。以上でございます。

続きまして、第6回意見聴取反映WG検討会でございます。12月19日の火曜日に開催されました。決定事項でございます。「住民参加のさらなる進化に向けて（案）」への意見がある委員及び一般

の方は12月25日まで庶務に提出する。2、検討の概要でございます。住民参加のさらなる進化に向けて（案）について。上記案について説明がなされた後、意見交換がなされました。「はじめに」について。第1章「河川管理者による意見聴取・反映の現状とその評価」について。第2章「住民参加のさらなる進化に向けて」について。第3章「社会的合意についての考察」について。以上について意見交換がなされました。さらに、一般傍聴者からの意見聴取がなされました。以上でございます。

続きまして、第7回水位操作WG検討会でございます。12月19日の火曜日に開催されました。決定事項でございます。12月26日までに担当委員が担当項目を最新版に更新する。年内に最新版を全委員に送信するので、意見書の構成や内容に対して意見がある場合は1月5日までに提出する。検討の概要でございます。水位操作WG意見書論点整理。WGリーダーより資料の説明がなされた後、意見交換がなされました。「水位操作の試行とその評価」について、「治水」について、「利水管理」について、「利用」について、そして、制限水位について意見交換がなされました。一般傍聴者からの意見聴取。3名の方からご発言がなされました。

続きまして、第82回運営会議でございます。12月25日の月曜日に開催されました。ダム等の管理に係るフォローアップのスケジュールの確認がなされました。利水・水需要管理部会、意見聴取反映WG、水位操作WGの状況確認がなされました。さらに地域別部会の進め方について検討がなされました。第55回委員会の次第の確認がなされました。ダムワーキングの進め方について意見交換がなされました。今後の会議等開催日程について。今後の会議開催について検討がなされ、下記の会議開催が決定しました。第11回ダムWG検討会が1月15日に開催されるということが決定されました。その他ということでございます。今後の流域委員会、レビュー作成について。河川管理者より、今後の流域委員会とレビュー作成について説明がなされた後、質疑応答と意見交換がなされました。以上でございます。

なお、ただいま委員の出席数が15名になっておりますので、定足数に達しましたことをご報告いたします。以上でございます。

今本委員長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご注意いただくことはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではお認め願います。

〔審議〕

1) ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について

今本委員長

では、審議に入らせていただきます。1)はダム等管理フォローアップ定期報告書への意見についてということです。これにつきましては、この委員会に意見を求められましたのが今期に入ってからです。昨年の11月からダムの現地視察が始まりまして、そのときに初めて定期報告書というものを見せていただきました。したがって、委員会としては非常に時間的な制約のもとで、まだ十分な検討ができていません。そのために、本来きちんと意見書案を出して皆さんからご意見を伺わねばならないのですが、そういう状況にすることができませんでしたので、きょうは口頭で、このフォローアップの意見のとりまとめ状況を報告したいと思います。

このフォローアップ調査というのは、国土交通省河川局河川環境課が出しました「ダム等管理フォローアップ定期報告書作成の手引き（平成15年度版）」というのがあります。これに基づきまして、各ダムが定期報告書を作成し、その作成された報告書に対して、間違いはないかとか、あるいは適切かどうかといった意見を求められているわけです。

私ども、まずこの作成の手引きを見ました。また、4つのダム、天ヶ瀬ダム、日吉ダム、青蓮寺ダム、高山ダムですが、この4つが対象になっているわけですが、その4つのダムを見まして、また現地での説明、それと報告書を読ませていただいて、さらにそれぞれの管理者との質疑応答の日にちを2日間設けました。そういう経過を通じて出された意見の途中段階であります。

まず、全体的な問題といたしまして、これは手引きにもかかわることなんですが、この作成の手引きに一番最初に書いていますことは、評価の対象期間として、評価対象期間は基本的に管理開始以降とし、ダム建設の前後比較は行わない。ただし、データ環境が整えば比較検討をすることを妨げるものではないといった注意書きがあります。これに対しまして、特に環境等についてはダムの建設前後の比較が重要なわけでありまして、したがって、もしデータがある場合、これは現在は環境アセスメントということで必ず行われていますが、古いダムになりますと必ずしも調査されていないものもあります。しかし、データがある限り、前後の調査を行うべきではないかといった意見を述べています。

また、定期報告書に記載されていない事項で、例えばダムの安全性にかかわる堤体の変形量だとか、あるいは漏水量といったものが、これは記載せよと書かれていないわけです。ですから、どの報告書にもそういったことが記載されておられません。しかし、最近、発電ダム等におきましてデータの改ざんが問題になっております。これはダムの変形量、あるいは漏水量、あるいは土砂の堆積量、もろもろのことがあります。そういうデータをほかに求めながら、みずから管理するダムについてそういうデータを載せないということはおかしいのではないかといった意見を書いており

ます。

また、「ダム等管理フォローアップの定期報告書作成の手引き」によりますと、定期報告書の作成の目的は、よいダム管理に向けた改善提案と市民への情報提供であるとされています。市民感覚からしますと、よいダム管理に向けた改善提案、目的の報告に要した費用の報告というものが欠かすことはできないのではないかと。できるだけ経費についても報告してほしいといったことを述べております。

さらに、定期報告書の記載内容であります。報告書のレベル、これは科学的レベルという意味ですが、それをもっと上げてほしいと。専門家が読んでも恥ずかしくないような記述にレベルアップしてほしいと。また、報告書を作成される時は一般市民にも理解できるような記述内容、これは記述のレベルを上げてほしいということと、記述そのものの文章の容易さですが、そういったことをすべきだといった内容を全般的な意見として述べております。

そのほか、事業の概要、洪水調節、もろもろのこういったそれぞれの項目について意見を述べておりますが、各項目について、現在のところ委員から寄せられました意見を集めているだけで、それを精読して委員会としての意見にするところにはまだ至っておりません。これは次回の1月30日の委員会までにはそれを終える予定ですが、本日のところは内容についての説明は割愛させていただきたいと思っております。

それで、各ダムの担当が決まっておりますので、天ヶ瀬ダムは、綾さん、よろしい、ちょっと後回しにしましょうか、天ヶ瀬ダムについての報告。今もうすぐできますか。

綾委員

ちょっと後にしていただければ。

今本委員長

はい。それでは、青蓮寺ダム、よろしいですか。ちょっと順番がばらばらで申しわけありませんが、できるだけ簡単をお願いします。

川上委員

今、委員長の方からご説明がりましたが、青蓮寺ダムと高山ダム、木津川上流部会の私の方でとりまとめを担当しております。

11月に実施された視察の後の意見交換会、それから先ほど庶務の方から報告がありました第54回委員会におけるダム等の管理に係るフォローアップについての議論、それから各委員から意見を募集したものを一応の審議資料といいますかとりまとめをしておりますけれども、ただいま委員長の方からご報告がありましたように、まだ一般の皆様方にご説明できるだけの内容にとりまとめると

ころまでは至っておりません。任期中には整理いたしまして公表できるようにしたいと思っております。以上です。

今本委員長

続きまして、高山ダム、お願いできますか。

川上委員

一緒です。同じです。高山ダムも同じ状況です。

今本委員長

はい、わかりました。

よろしいですか。では、天ヶ瀬ダム、お願いします。

綾委員

今まで行ってきました作業の内容と手順につきましては、先ほど川上委員からご報告がございましたように、ほぼそれに同じような内容と手順でやってきております。

それで、先ほど委員長からご説明がございましたように、今は意見がまとまった段階で、およその分量でいいますと11ページぐらいの意見整理表という形でまとめておりまして、ちょっと言いますと、洪水調節に関しまして6件ぐらいですね。それから、あと参考意見というのが大分ございまして、これについてはちょっとまだ十分審議が進んでないという状況でございますが、そのほかに利水関係で4件、それからダム堆砂の関係で3件、それから水質で6件ぐらいですね。あと、生物のところもございすけれども、それとあと利水と、その後は生物と水源地域動態についてということで、それぞれ意見が出ております。

先ほどからもご説明のとおりで、意見を集約したという、集約といいますか集めて整理をしているという段階でございます。以上でございます。

今本委員長

はい、ありがとうございました。

次に、日吉ダムですが、日吉ダムを担当していただいたのは村上興正委員と澤井委員のお二人ですが、きょう、ちょっとおくれて出席ということですので、かわって私の方から報告させていただきます。

日吉ダムというのは、比較的新しいダムでありまして、選択取水の設備を持っております。また、年間50万人から80万人というほど多くの見学者も訪れておりまして、それだけに注目度の高いダムでもあります。設備が新しいだけに、ほかのダムに比べましていろんな試行をしております。評価に値するものもあります。ただ、まだ結論の出ていないもの、特に環境面の調査等、あるいは利用

という意味でいいますと、本当にそれが地元役に立っているのかどうか、これからももう少し長期的な目で見ていかねばならないのではないかといった意見が出されております。

他にもかなりたくさん意見が出ています。例えば、下流の改修がおこなわれているがために日吉ダムとしての本来持っている能力を十分発揮できていない、治水の面ですが、そういった面があります。そういった問題も、これはダム管理者だけでは解決できない問題で、下流の河川管理者との協働が必要なわけですが、そういった問題も抱えている。これをどう解決していくのか。また、さらに治水容量と利水容量、この振りかえといいますか運用によって、それぞれの機能をアップできないかといった問題がありますが、それについての意見というのをとりまとめております。

フォローアップにつきましては、現在いろんな委員から出ました意見を集約中でございますので、非常に簡単ですがこの程度にさせていただきます。また今後、この集約に向けて委員の皆さんのご協力をお願いしたいと思っておりますので、そのときはよろしく申し上げます。

2) 利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について

今本委員長

続きまして、2番目の審議に入らせていただきます。これは各テーマ別部会、並びにWGですね、その報告をお願いしたいと思います。

現在、この委員会には利水・水需要管理部会、それから意見聴取反映WG、水位操作WG、それにダムWGというのがあります。ダムWGにつきましては、これは事業中の5ダム、先ほどのフォローアップは既設のダムであります。事業中の5ダムについては、既に実施する、あるいは当面実施しないといった方針が示されておりますが、当面実施しないにせよ、あるいは実施するにせよ、特に実施する場合でも実際にダムができて上がるのは10年以上先のことでありますので、当面すべき事項はいろいろとあるわけです。そのため何をすべきかといったことを、この委員会として言っておきたいということです。

ダムの方針についての見解は、既に示してあります。ですから、ここでは今後行うべき、実施すべき事項について早急にとりまとめをしまして、次の委員会で報告したいと考えております。

きょうは、報告書がほぼでき上がりました3つの部会、あるいはWGからの報告をお願いしたいと思います。最初は、利水・水需要管理部会からの報告であります。では、部会長の荻野先生、よろしく申し上げます。

荻野委員

荻野でございます。利水・水需要管理部会からご報告させていただきます。お手元の資料の審議資料2 - 1「水需要管理に向けて」をごらんいただきたいと思います。

この本文は、昨年12月7日の第54回委員会に、部会から委員会に提出されたものでございます。その後、委員各位、管理者から意見が多数寄せられました。また、一般傍聴者の方からも意見がございまして、若干の修正が加えてございます。

1 ページ、はぐっていただきましたら目次がございまして、全体構成がこの目次のような仕組みになっております。まず、初めに、それから本体が4つの章に分けて書かれております。最後に「おわりに」でございまして、さらに、「追記」として本文に対する意見、情報提供、解説などが書き込まれております。さらに、「補遺」としまして淀川水資源開発の概略ということで、全体構成をまとめさせていただいております。

まず、第1章に水需要管理の課題を整理をいたしまして、第2章に水需要管理とはどういうものか、なぜ今、水需要管理が必要なのかといったような分析をしております。第3章では、水需要管理をいかに実現するかということを各論風に述べてございます。第4章は、自治体、住民との連携によってなされる水需要管理ということで整理しております。主な論点について、時間がありませんので3点に絞ってご説明させていただきますと、1つは、少雨化傾向による水供給実力の低下、利水安全度の低下ということが議論になりました。行政が作成いたしました湧水シミュレーションについても議論がなされております。

2番目は、工事中のダム、川上ダム、丹生ダムに対して水需要管理の観点から分析をした結果が出されており、一定の提言がなされております。

3番目は、環境問題に触れてございます。環境コスト負担ということで分析し、完全な討議がなされたわけではございませんが、一定の考え方を提言として書かせていただいております。

なお、一般傍聴の方からたくさんご意見をいただいておりますが、そのうち1点だけご紹介させていただきますと、「追記3-6」がございまして、この追記3-6は削除したらどうだというふうなご意見がございました。これについて少しコメントさせていただきますと、この項はダムの効率的な運用のための、複数のダムをリンクして連携的に運用するというふうなことが書いてございますが、ダムの効率的な運用を行うためのリンク、そしてダム貯水の交換率を高めて水質改善を行うと。それから、同時に揚水式発電を行ってランニングコストを軽減する等々のことをここに記載させております。1つの考え方として提案というか考え方を示したものでございます。

以上、簡単でございますけれども、審議内容についてご紹介をさせていただいて、きょうここでご審議していただいて、来る1月30日に河川管理者の方に手渡されることとなりますので、ご意見を寄せていただければありがたいと思います。以上です。

今本委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見ございませんでしょうか。

この水需要管理というのは、これはこの委員会が提言した今後の利水のあり方ということで、水需要管理という形に変えないといけないのではないかと提言してきています。これまでは水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行ってきた。これ以上、水資源開発を進めると、環境に対する影響、あるいは資金面の問題、いろいろな問題から行き詰まるのは目に見えている。この機会に水需要管理に変えるべきではないかというのが提言でした。では、現実には水需要管理とはどういうことなのか。あるいはそれを実現するためにはどうすればいいのかといったことを今期の委員会で取り上げまして、特に利水・水需要管理部会を設け、その部会長である荻野先生を中心に、いろいろとこの2年間検討してこられました。その成果であります。

ただ、これにつきましてはいろいろな考え方、あるいは記述の内容にいろんなご意見がおりだと思えます。特に内容に対して、自分はどうしてもこの部分に同意できないというようなところがありましたら、それは意見としてぜひ出していただきたいと思えます。その取り扱いですが、できれば文書で出していただきまして、それを運営会議で検討して、必要と判断されればこの意見書の後ろに同時にくっつけて一般に公表するという形にしたいと考えております。

この報告に対するご意見は、はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。今の委員長さんの仕切りで大変ありがたいと思っております。

私はかねてこの意見書については賛成できない、どちらかという反対だということで申し上げてきました。水需要管理の重要性ということは十分承知しまして、その方向づけは大変正しいというのか結構だと思いますが、中身の問題でいろいろとあります。淀川フルプランの問題、利水安全度の問題、それから財政事情の問題等がございまして、このままでは受けがたいと考えておりますので、いま委員長が仕切られたようなことで意見として出ささせていただきたいと思っております。

今本委員長

委員会の席ですので、もう少し、どこが反対かご紹介いただけますか。

金盛委員

はい。ありがとうございます。機会をいただきましたので申し上げたいと思えます。

まず、4点意見があります。先ほど申しましたように、前提としてはこの水需要管理というのは大変重要であるという認識に立ちつつも、この4点が大変気になっております。1つは、淀川フル

プランについて、このような記載がございます。「具体的に見直されて改定にとどまるのではなく廃止されて云々」とかですね、「淀川フルプランは形式的にも実質的にも内実はなくなった」というふうな評価でございます。つまり、否定的であります。私は否定という立場ではなく、フルプランはずっと続いておるわけですから、フルプランの骨格の上に、その水需要管理という新しい柱を構築する方向で論議を展開するのが適切であると考えております。

利水安全度についてであります。これは少雨化傾向による利水安全度の低下というのは、もうあちこちでこれは言われておまして、そういう方向は認めざるを得ないのではないかと、無視できないのではないかと考えるものであります。そう考えますときに、これに対する評価が低うございます。むしろ「水資源開発に引き戻す危険性をはらんでいる」といって、大変警戒されていることでもあります。

それから、財政事情であります。この水需要管理を考える誘因といましようか、そういうところに国なり地方なりの財政事情があるということではあります。水需要管理と財政事情は本来、私は関係がないと思っております。もちろん、総括的には、いろいろなところでこの財政事情というのは諸般の行政に絡んでくるわけではあります。水需要管理というのはそれをもっと超越した、もう人間の生命とか社会、産業基盤の活動に対して、根幹のものでありまして、財政事情がたとえ好調のときであっても、この水需要管理というのは今後推進されていくべきものであるというふうにと考えるとあります。財政事情と水需要管理は直接は関係ないと思っております。

それから、これはまあ何回か申し上げてきたのですが、大阪府の府営水道の話であります。これは私が大阪府におったからといって申し上げるのでは決してないのですが、これを取り上げられまして、これは巻末の方にあるんですが、本来関係ないのかもしれませんが上がっておるんです。

「河川管理者は大阪府営水道の新規利水について明確に説明する必要が生じている」とあるのですが、この論点はまことに不明であります。何をおっしゃっているのかよくわからない。混乱を生じさせないためにも、論点を明確にして示すべきであると思っております。安威川のダム水利問題に絡んでおるわけですが、この安威川ダムの水利については、大阪府においてもう政策決定した事項であります。もう既にこういう段階にはないわけであります。

そういった点、4点がありまして、先に申し上げたような最終的な態度を表明するわけではあります。

今本委員長

ただいまのご意見に対しまして、荻野先生、いかがですか。

荻野委員

金盛委員の立場、ご指摘、委員の立場はよく理解しているつもりでございます。一つずつについてお答えできるかどうかわかりませんが。

まず、フルプランについては、フルプランを全面的に否定をしているというわけではございません。行政の転換を図るべき時期にあるのではないかということを行っているわけでございます。全面的にフルプランを否定して、やめろというのではなくて、今この時期に、行政の転換を図ってもらいたいということでございます。

それから、利水安全度について言いますと、確かに雨の降り方、それから少雨化傾向というのが一方で言われております。それをきちんと評価するためのバックグラウンドがまだ整っていないのではないかということが1点と、利水安全度が低下したから追加的なダムが必要だというふうな方向に向かって行政展開があることについては、検討しなければならないということは強く指摘しております。

最後の4番目の大阪府のダムに関してであります。利水安全度が低下したことを前提として、新規の水需要量を計算しております。これは全国、大阪府ただ1点でございます。調査結果ですが、そうなっております。大阪府は、ご承知のように、この流域委員会で審議しているダムから全部利水撤退をしております。国のダムから撤退をして、府のダムに何がしかの新規利水を乗せるということについてはクエスチョンマークがあると。

それから、今ちょっと内容が、不明確だとおっしゃった点なんですけれども、これは河川管理者として、こういう場合に水利権許可はどういうふうになされるかということ想定して書いてございます。国のダムから撤退してたのは、水需要の減少、下方修正をして国のダムから撤退したにもかかわらず、安威川のダムはみずから残すのだと。そういうときの水利権許可の仕組みは一体どうなるということ想定して書いてございます。

3番目の財政事情でございますが、先ほどダムのフォローアップのところにもありましたように、公共工事それ自身は、今おっしゃったような非常に超越したのもあろうかと思いますが、このご時世において優先順位といいますか、そういうものも考えないといけないということで、コスト意識は必ず頭の中に入れていなければならない、ダムのフォローアップのところにも共通事項として書かれています。

国の財政事情が、現在この時代背景としてあり、水需要管理ということ前提とすると、財政事情も当然頭の中に入れて方向転換を図ってもらいたいということが全体として流れです。これまでの大きな流れに対して、水需要管理という利水の観点から見たときの方向性を、行政の、あるいは

政策のかじ取りを1つの方向に向かって切りかえていただきたいということが全体としての論旨であります。個々についてはいろいろご意見があろうかと思いますが、言葉が足りない部分もありますし、説明不足の面もあろうかと思いますが、その辺はご容赦いただきたいし、委員として必ず意見を言うていただければ大変ありがたいと思います。以上です。

今本委員長

金盛さん、よろしいですか。はい、どうぞ。

金盛委員

個々には、いろいろ意見はこれまでから言ってまいりましたので、総括的に申しますと、水需要管理が非常に大事であるということはそのとおりなんです。ところが、その大事であるゆえをもって、その対極に水資源施設を整備していく、水資源を建設していくということをおいてこれを批判する。こちらが大事だからこちらはもう絶対だめなんだというふうな姿勢が見えるんですね。そのことを私は非常に警戒しているんです。そういうことを申し上げたかったんです。それが例えば、今言ったようなところに出てきているということでもあります。

水資源施設が必要なときには、水需要管理と一緒にやらんといかんのではないかと。これを全然否定することはおかしいのではないかと、こういうことを申し上げております。

今本委員長

水需要管理そのものが、新たな水資源開発を行わないで済むように水需要管理をしようということから出てきていますので、若干そういうニュアンスは感じられるかもわかりませんが、この委員会の報告書として、ぜひ、委員の中にもいろいろな意見があるのだということを示すためにも意見をお出しいただくようお願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

岡田委員

岡田です。私もこの議論に参加をしていて、時々違和感を覚えたんですが、ただ結論的に申し上げますと、1つはこの理念型モデルでいくということを優先した提言だという意味で考えたときに、そういう意味での積極的な評価ができる部分があるのではないかというふうに思います。

ただ、私自身も実はこだわったのは、オール・オア・ナッシングというか、旧来の方法か新しい方法かという、ディスクリートというふうに聞こえるのは少し誤解を招くということ。ただまあ、方向のかじ切りを、かじを少し切るわけですから、積極的にそういう方向を意図的に導入しなければならないという、そういう強いメッセージは必要かもしれませんが、現実問題を考えたときにはオール・オア・ナッシングではなくて、ある種のバランスをとることが当然現実にも求められると考

えます。

そういう意味では、例えばこの25ページの終わりのところにあるいは初めの方にもありますが、結論的には政策に軸足を転換していく必要があるという、この軸足を転換していく必要があるという、私はいはそういう意味でももう少しバランスをとる、ただ重心をちょっと移し変えなければならぬという意味で考えたときに、私としてもそれなりにそういう意味で納得できる表現になっているというふうに思います。ただ、この解釈については委員の中でかなりニュアンスが違い、そのバランスの中でこれが出てきたというふうに言えると思います。

それから、現実には事実認識とか理念的な枠組みは、本来、もう1つは理論的なやっぱりいろいろな枠組みとかモデルに整合するかどうかということの、本当はチェックが必要ですが、それについては限られた中でいろんな努力がされたと思いますが、まだまだ不十分なところはあると思います。ですから、そのあたりについて不満とか不備というのがいろいろあるということは、ある種の留保条件として考えるべきではないかというふうに思います。

それからもう1つ。今度は逆に実際に実行するという観点から見たときに、ある種の社会的合意が必要だというふうな話がありました。それで、実は私自身もここで提言しているある種の社会実験をして、小さいながら試行していくということで、社会的に成り立てばそれを広げていくという、それがいわば社会が応答する形で現実に答えを出していくという、そういう一種の社会実験的な方法が必要だということで、それは一つの提言として誇っていいのではないかと思います。もう一方で、例えばこういう問題があろうと思います。

関西あるいは近畿地方で、淀川流域に限らず、この地域の将来の経済開発とか地域開発をどうやっていくのかということについていろんな意見があるはずで、そういう中でこのメッセージというのが単に水の問題だけではなくて、やはり産業開発とか地域のいろんな開発のあり方自身に、ある種のやはり新しい方向転換、転換ですから軸足を移すだけですが、それを要請している部分があります。これが単に水マネジメントの問題だけで仕切れる問題ではなくて、実際の政策実務を担っておられる首長さんも含めて、それから行政担当者、それもいろいろな担当の方がおられますが、そういう中でこれを、そういう意味での社会的合意をどういう形でとっていくかということについては、今後いろいろな模索と努力が必要になるのではないかと思います。

長くなりましたが、ですからある種のニュアンスとか、そういう読み方をしてほしいというある種のメッセージというか、それを私自身としては少し付言したいというふうに思います。

以上です。

今本委員長

はい、ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

最後の1月30日の委員会までにまだ時間がありますので、もしお気づきの点があれば、ぜひ庶務の方までお申し出ていただきたいと思います。

それでは、その次の意見聴取反映の方に移ります。お手元の「審議資料2-2」の「住民参加のさらなる進化に向けて（案）」というのがありますが、この説明は寺川さんですか。

はい、お願いします。

寺川委員

寺川です。澤井サブリーダーとリーダーの田中さんがまだお見えになっていないようですので、代行の寺川の方から発表させていただきます。

12月19日に意見聴取反映ワーキング検討会が行われまして、そこではこれまで作成してきた「住民参加のさらなる進化に向けて（案）」というものをつくり上げてきたわけですが、さらにそれを発展させるということで、12月26日までに各委員さん、それから河川管理者の方から意見を求めまして、さらにそれを取りまとめて、1月9日の意見聴取反映ワーキングの作業部会で取りまとめを行った、その報告がきょう「答申書」として出させていただきます。

この取りまとめにつきましては三田村副委員長を中心にやってまいりましたので、内容等については三田村副委員長の方からご報告いただきたいと思います。

今本委員長

では、三田村さん、お願いします。

三田村委員

三田村でございます。今、寺川代行が申された中身について、少し詳細にご説明申し上げたいと思います。

まず経緯でございますけれども、この表紙でございますように「答申書」と書いてありますのは、地方整備局長が計画策定時における住民意見の聴取反映方法について委員会に諮問を求めました。したがって、それに答えるという表現をしております。

先ほど代行がおっしゃったように、12月19日に意見聴取反映ワーキンググループを公開で開催いたしました。その中でちょうどいいいたしました委員からのご意見、あるいは河川管理者からのご意見、そして、一般の方々のご意見をいただいたわけですが、重要な部分、あるいはこちらの認識の間違った部分については、できる限り反映させたものがきょうの結果でございます。その後、26日というぐあいに寺川委員はおっしゃったのですが、「報告資料1」の7ページのところ

に12月19日のワーキンググループの議論内容が書いてあるのですが、「25日」と書いてある、私も26日だと思ったんですけど、どちらが正しいかは別にいたしまして、二十五、六日ごろまでに委員からの意見あるいは河川管理者からの意見、あるいは公開しておりますので一般の方々からのご意見をちょうだいしたものをできる限り反映させたものがきょうの結果でございます。

それを受けて、1月9日にワーキンググループの作業検討会を開催していただきました。その中でいただいたご意見等を補完して、さらに議論をした結果がきょうの結果です。それを昨日私がまとめさせていただいたものがお手元にあるとおりです。

どういふ方々からご意見をいただいたかと申しますと、まず19日のワーキンググループでは、委員、河川管理者、一般傍聴者の方の意見でございます。その後、二十五、六日までに提出いただいたのが、委員の中では金盛委員を代表とする意見でございました。河川整備局からは事実と間違っていることを指摘していただいたことが多々ございましたので、できる限りそれを訂正いたしました。それから、一般の方の中で、リバープロジェクトの木村さんほかから意見をちょうだいしました。特に木村さんからは幾つかの貴重なご意見をいただきましたので、可能な限りそれを反映させるように努力いたしました。少し丁寧に申し上げていきたいと思ひます。

その前に、ここの表紙の流域委員会の下に「ワーキンググループ」と書いてありますが、これはつけるべきか外すべきかというのを一昨日も悩んだのですけれども、もう一度つけるということで、きょうまではつけるということになってはいますが、最終的にはなくなると思ひます。それと、目次のページも後で確定する直前につけることになりまふので、それも目次のページがつくのだとご理解いただければありがたいです。それは荻野先生のグループも同じことだろうと思ひますので、よろしく願ひいたします。

それでは内容について、12月19日公開でございましたので、その後大きく変わった部分と、追加した部分等をご紹介します。よろしくご審議いただければありがたいと思ひます。

まず、2ページのところでありますが、民主主義社会では云々というのがございましたが、それはこのところに座るのは余りよくないだろうというので削除させていただきました。

それから5ページに移ります。5ページの下の方でございます。一番下のパラグラフの「河川管理者は」云々というのがございますが、これは河川管理者から、3つの方式だけではないとご指摘されましたので、そこを若干訂正して、後の方で補足説明を加えました。7ページをごらんになってください。7ページの上から3行目、これは河川管理者が随分と積極的にこの答申書を反映させたいというご意見のあらわれだろうと思ひますけれども、「ある河川事務所」ではわかりにくい、具体的にそれをおっしゃっていただければ、その河川事務所の開催した対話討論会の内容がわか

るといふぐあいにおっしゃったものですから、その文の最後のところに「（木津川上流河川事務所）」を入れるようにいたしました。追加でございます。

8ページの下から9ページに至るところで、「事業中のダムのようにかなり」というところから9ページの上のところ、「ならない」というところまでなんですが、それは新たに追加いたしました。削除して追加いたしましたと言った方がよろしいかと思えます。これは私どもの全くの過ちでございます、説明会の内容をここの対話討論会で書いてしまったことになっておりました。対話討論会ではこのような表現で河川事務所のおやりにやったことを評価いたしました。

それから、9ページの3つ目といいますか2つ目といいますか、そのパラグラフでございます。「今後」云々というところがございますけれども、そこが先ほど申しましたように、委員の中から重要なご意見をいただいたものを反映させている部分でございます。金盛委員からいただいた部分ですけれども、対話討論会は幾つかいろいろなのがあっていだろうということの論調で進めてました。例えばダム問題は対話討論会になじむのであろうかとか、河川敷の保全利用に関してはなじむのであろうか、そういう意味では金盛委員からいただいた狭窄部の開削だとか瀬田川洗堰の全閉についても、対話討論会をおやりになるとさらに、こういうものがなじむのであろうか、あるいはやり方を改善することによって、よりよい対話討論会が成立するのではないかと、そういうことを考えまして、ここに反映させていただきました。

次は13ページをごらんになってください。下のところから9行目ぐらいから、「適切な代表者とは」云々というのがございますが、これは表現をより正しくといいますか、わかりやすくするために訂正いたしました。ごらんいただければ、よりよくなっているとご判断いただければと思います。

次、ページ14から15に参ります。14の一番下のパラグラフの「なお」というところから15ページの一番上の「いうまでもない」というところでありますけれども、これが先ほどの、河川管理者、特に琵琶湖河川事務所からですけれども、3つの方式だけではないという、その複合型もあったので、3つに大まかに分けるのは間違いではないかというご指摘をいただいたので、それを反映させた形で、私たちも幾つかの方式を併用することによって、最終的に円卓に持っていくことができる、よりよい対話討論会の成果が得られるのではないかと、そういう表現をつけ加えました。

それから、ページ18に移ってください。その「2 - 1」の7行目から8行目ぐらいに「発現しない人」、以前はサイレントマジョリティーという言葉がたくさん出ていたのですが、サイレントマジョリティーという言葉がまだ定着していないこともございますので、その表現はできるだけ避けました。しかしながら、サイレントマジョリティーという言葉が全部抜けてしまいますと、以前のご理解をむだにすることになりますので、ここでは「いわゆるサイレントマジョリティー」とい

うようにして、ある辞書ではこういう表現をしていると定義を一応いたしました。この定義も定着しているものではないとは思いますが、片仮名のふわふわした言葉を私たちは間違っ使用することがあるかもしれませんので、ある辞典、辞書ではこのように説明しているというぐあいにし、後のところは「発現しない人」だとか、あるいは「生活の知恵を醸成してきた」けれどもどうのこうのというところに、丁寧に日本語に直すようにいたしました。

それにかかわってですけれども、例えばページ20をごらんになっていただきたいと思います。ここは一般の方からかなり厳しいご意見をいただいた部分です。一般住民を3つに分けたわけですが、それは正しくない。特に途中からございますように、下から12行目からの括弧でございす。「意見をもっていない、これからも意見をもつ可能性がきわめて低い人(意見を持つ意欲・気力のない人)、ここには年齢も以前はありましたけれども、そういう表現は非常に差別的であるという意見をいただいたのですが、まさに私もそう思います。しかし、河川管理者に一般の方々からの意見をできるだけ聴取していただいて反映させていくというのが、この大きな目的でございすので、将来的にはそれは非常に大事なことでもありますし、そういうものを区別するというのはよろしくはないのですけれども、現状では河川管理者が一般の方々の意見の重さを判断する基準をお持ちではないと思いますので、私どもはこんなふうに答申するのがよいだろうというので、このままにさせていただきました。これはご理解いただきたいと思います。でも、本質的にはそんなふうに分けるのは正しくはないと、私個人的には思っておりますが、将来の課題であろうと思ひます。

次、23ページに移ります。23ページのb)のところの2つ目のパラグラフ、「なお、河川レンジャー制度と」云々というのは、河川レンジャー制度をこのように考えるのは余りよろしくないというご指摘いただきましたので、本来は河川レンジャー制度というのはこのように、ここに書いてありますように、私どもは提言しておりますということをつけ加えて、河川管理者もそのことに留意して河川レンジャーをうまく活用させることを望みますという文に改めました。

28ページをごらんになってください。28ページの一番下の部分でございす。「この合意形成を最終目的に」云々というところす。6つのステップを書いたんですけども、河川管理者がどのようなステップなのか、何の目的のステップなのかわかりにくいということでございすので、どういうことをするためのステップだということをつけ加えました。これで少々わかりやすくなったのではないかと思います。

以上でございすが、ご意見を反映できなかった部分もございす。例えば、河川管理者が指摘をされたことで、例えばでございすけれども、34ページが一番上です。「そして、真の住民参加

が身近なものとして実現するべく、三者は」というのは、この三者は当事者ではないという、すなわち流域委員会は当事者ではないというご意見をいただいたんですけれども、やっぱり当事者として残していただきたいという思いもございますので、住民の方々と、それから河川管理者、それから入れていただく私どももという意味で「三者」は残させていただきます。反映させていない部分も幾つかございますが、これもご理解いただきたいと思います。以上でございます。

できましたらこれに対する、特に新しくつけ加えたり削除した部分についてのご意見がもしございましたら、次々回の運営会議までぐらいだったですかね、それまでにご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

今本委員長

はい、ありがとうございました。この意見聴取反映ワーキングは、この委員会の中でも最も開催回数の多かったワーキングです。取りまとめに当たられた方、ご苦労様でしたと言っておきたいと思っております。これについてのご意見、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。川上さん、一緒に苦労されていかがですか。一言お願いします。

川上委員

この答申の検討は大変困難を極めまして、当初、私が原案をつくりましたが、全面的に書きかえていただいて今日に至っております。まだまだこのテーマあるいはこの分野は、これが正しいとか、あるいはこれが真実だというふうなものは確定しておりませんので、社会的にといいますか、さらに試行と経験、それからそこから得られた成果を実際の行政に反映していくという努力が必要だと思います。その一つの現時点の取りまとめだというふうにご理解して活用していただければというふうに思います。

今本委員長

ほか、いかがでしょうか。これにつきましても先ほど三田村さんからありましたように、運営会議までにご意見をお寄せいただければまだまだ修正可能ですので、よろしくお願いたします。

その次に、水位操作のワーキングからの報告です。これはリーダーの西野さんからよろしくお願いたします。

西野委員

西野です。水位操作について、ちょっとこれまでのいきさつについて、簡単に説明させていただきます。

淀川水系流域委員会は2001年2月に発足したのですけれども、当初から水位管理の問題を重要な議題の一つとして位置づけ、平成14年5月の中間取りまとめ及び平成15年の新たな河川整備に向け

での提言で、極めて長い歴史の中で固有の生態系をはぐくんできた琵琶湖について、川や湖の環境保全と回復を重視した水位管理に向けて、治水及び利水の新しい理念を考慮しつつ、水位操作規則の見直しを行っていかねばいけない。具体的には、生態系保全に最大限の配慮をした水位管理を早急に再構築する必要があるということを述べております。

その後、平成17年1月に第1次委員会が終了しまして、そのときに琵琶湖水位操作についての意見書というのを提出しております。水位操作ワーキングはその意見書を受けまして、第2次委員会が発足した後、平成17年6月から1年6カ月かけて、主に琵琶湖の水位操作の問題について論議を行ってまいりました。これまで7回の水位操作ワーキングと2回の作業部会を経て、本日初めて委員会の方に「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題（案）」を提出します。「審議資料2-3」をごらんください。

本来、きょうの報告にありましたように、本当は1月5日に原案を皆さんにお送りする予定だったのですが、大幅な修正がございまして、それで1月9日に再度作業部会を設けまして、そこである程度合意できて、それからワーキングのメンバーの意見をいただいたものを本日お出しいたしました。したがって、委員の皆様にお見せするのは今回が初めてとなります。

それで、2年前に出されました意見書を踏まえまして、その後の水位操作の試行結果も評価したもの、それから利水の精査がかなり進んだということ、治水につきましては、瀬田川洗堰操作規則の変更に伴う今後の検討項目として、前の意見書で11項目の検討課題を出しておりますが、その点につきまして、河川管理者の方から、現時点までで返答できるものについては返答をいただいております。それをベースに論点と課題をまとめたものが「審議資料2-3」となります。

目次ですが、1番に「はじめに」、それから「琵琶湖の水位をめぐる歴史的経緯」が書かれています。これはワーキングの中で、琵琶湖本来の水位変動とは何かという議論がございましたので、この項目をつけ加えました。その次に「治水と水位」ということで、「洪水と南郷洗堰、瀬田川洗堰の歴史」について5項目にわたって書かれています。その次に「瀬田川洗堰の全閉問題」。「琵琶湖の水位低下と洪水ポテンシャルの増加」。2-3として「利水と水位」。2-4として「湖水・湖面の利用と水位」。3番に「環境と水位」ということで、3-1に先ほどお話ししました第1次流域委員会における提言、それから3-2にそれを受けた「瀬田川洗堰の試行操作」について述べてございます。4番目が「瀬田川洗堰の操作と治水・利水・環境」ということで、洗堰の操作につきましては、特に意見書で書かれた操作規則の変更につきましては、治水・利水・環境の間で、ある程度トレード・オフ関係があるということ、それについて議論がしてございます。5番で「操作規則の変更をめぐる論点」、これは「河川管理者の考え方」、「滋賀県の考え方」、「委員

会の考え方」と申しますのは、主に丹生ダム関連及びダム関連、ダムをめぐる琵琶湖の操作、水位操作に関連する部分を整理したものです。次、ページをめくっていただきまして、6番に「資源価値区分と琵琶湖の環境資源をめぐる便益評価」。7番が「琵琶湖の水位操作についての意見」となっております。

1番から6番までは一応論点整理ということで、7番に意見ということで、「非洪水期間の水位」、「洪水期間の水位」、「制限水位の見直しについて」、それから「環境に配慮した水位の管理について」という形で並べて、最後に「残された課題」となっております。

「番外編：淀川について」といいますのは、もともと水位操作ワーキングでは琵琶湖と淀川大堰も含めた水位操作を議論する場だったのですが、現実には時間不足もございまして、こちらの力不足もございまして、淀川については十分な論点整理ができなかったということで、これをどういうふうに扱うかというのはご議論いただけたらというふうに思っております。最後、注の1から5というのが一番最後につけてあります、それがちょっと目次のところで抜けておりましたので、追加をお願いします。

内容につきましては、ここで意見に該当するのは7番ということになります。ページでやりますと20から23ページとなります。それで、20ページをあけていただきまして、「水位操作についての意見」ということで、まず「非洪水期間の水位」については常時満水位としてBSL + 0.3mをなぜ採用したかという問題、次に「洪水期間の水位」につきましては、制限水位について議論がしてございます。3番には「制限水位の見直しについて」、4番目は「環境に配慮した水位の管理について」ということで、その中には2つございまして、1つは「現行の水位操作規則の範囲内の試行」をもう少しやってみたらどうか、もう1つはやはりそれだけではなかなか限界がございまして、「洪水期制限水位の引き上げについて」書いてございます。

ただ、これでいいかどうかとか、もちろん洪水期制限水位につきましてはまだ十分な議論ができていない状態ですので、どこまで書き込めるかというのはいろいろ異論もございまして、皆さんのご意見をいただけたらというふうに考えております。8番目には「残された課題」というような構成になっております。

以上です。

今本委員長

はい、ありがとうございました。水位操作につきましては、第1次委員会からの非常に大きなテーマでありまして、2年前にも非常にすぐれた意見書が出されています。それで、今回ずっと引き続いて、ご本人の専門でないにもかかわらず、これだけの意見書をおまとめいただいた西野さんに

本当に感謝したいと思っています。これについてのご意見はございませんでしょうか。

水位操作、特に瀬田川洗堰の水位操作につきましては、上下流の問題があって、タブー視されているところがあるわけです。そういう中で平成4年に初めて操作規則が、いろいろな苦労の中で制定されたわけです。

ところが、この委員会はさらにそれを改善すべきではないかと、あるいは改善するためにはどういう論理が要するのか、こういう論理から改善すべきではないかといったことを模索して、特に環境を重視した場合には、第1期洪水期の水位、現在BSL - 20cmとなっていますが、それを上げることができないかということから一生懸命、検討した成果であります。これについて河川管理者からは何かコメントはございませんか。こんなこと検討されたって規則は変えないぞと言われるのか。いかがですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。確かに規則が決まっている以上、できることとできないことがあるのはやむを得ないというか当然のことですので、ただそうは申しまして、例えば今、琵琶湖の事務所なんかでも実施をしている試行的なこと、そういったようなことはある程度工夫をすることによって可能な部分もあるわけですし、例えて言えばそのようなことで何がしか絶対にできませんというのではなくて、実現する方向で何か考えられないかということ、例えばこういうふうなご提案、ご意見いただいたことをヒントにして、我々が考えて実施していくというような方向性はあるのではないかと考えております。

今本委員長

この委員会としても、委員会の提言を受けて、特に非洪水期ですけれども、試行的な運用をやられた、このことは委員会としても非常に大きく評価しております。急速な水位低下、6月15日に - 0.2に一気に下げるというのを非常に徐々に下げる、あるいは非洪水期での常時満水位よりも低目の水位で運用されるとか、いろいろ試みられていることを非常に評価しているわけですが、さらに踏み込んで洪水期をどうするのか。つまり、洪水期に手を出すということは、治水の安全度を低くするという当然の批判が出てくるわけです。しかし、その一方で、このままでは琵琶湖の環境に非常に悪い影響が出てくる可能性がある。そのジレンマの中で模索した結果で、当然まだまだ検討不足のところもありますが、ぜひこの委員会が真剣に議論したんだということで、今後ともご参考にいただければと思います。この件、ほかよろしいでしょうか。

3) 地域別部会における次期委員会への引き継ぎ課題について

今本委員長

それでは次の議題に移ります。3番目は「地域別部会における次期委員会への引き継ぎ課題について」となっています。これにつきましては、各地域部会でこれまで何をしてきたかということをしていろいろ検討していただきました。ところがこの委員会、第2次委員会になりまして真っ先に出てきたのが、事業中の5ダムの方針についての発表でした。以後、この委員会はひたすらその方針に対する意見のとりまとめに追われました。

そしてまた、ことしになってからは、10月からですけれども、委員会の休止問題ということで、本来の仕事以外のことにも時間をとられまして、実は地域部会については開催回数といい、この第2次委員会になってからは非常にポテンシャルが落ちています。そういうことを非常に残念に思っているわけですが、そういういろんな状況からやむを得ない状況があったということです。

次への申し送り事項ということで、ちょっと簡単にまとめました最後の1枚ものの分ですが、これはきょうの午前中につくったもので、封筒の中に入れることもできませんでした。「次期委員会への申し送り（案）」ということです。これを読み上げさせていただきます。

「淀川水系流域委員会は、平成13年（2001）2月に設立されて以来、河川管理者と協働しつつ、主として淀川水系河川整備計画(案を含む)の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べることおよび関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的として、精力的に活動してきた。しかるに、平成18年（2006）10月、河川管理者は突如として一方的に本委員会を『休止』するとの発表を行い、きわめて遺憾ながら、多くの課題を残したままに、本委員会は平成19年(2007)1月の委員任期の満了をもって一時休止されることとなった。次期委員会におかれては、つぎの事項について、さらに審議を継続されるよう申し送る」ということで、「1 水系の統合管理について」「2 河川環境を重視した河川整備および水位操作について」「3 いかなる大洪水をも対象とした治水について」「4 水需要管理について」「5 一般意見の聴取反映について」。「なお、本委員会の地域部会で審議した申し送り重要事項を添付するので参考にされたい」。

ちょっと言葉のおかしいところもありますが、これはまだ案です。まず、このことについて、もしご意見がありましたらどうぞお願いします。これは最後の1月30日の次の委員会でまとめて申し送り事項、申し送られた委員会がどういうふうになるのか、いつ立ち上がるのか、どういう性格になるのか、今の段階ではさっぱりわかりません。しかし、本委員会としてはそういう気持ちを持って、次の委員会に申し送りしたいということでまとめておきたいということであり、これに、今言いました各地域部会での引き継ぎ事項が加わり、それを各地域部会から説明していただきたいと思っております。

まず、琵琶湖部会から。はい、お願いします。

中村委員

中村です。「審議資料3 - 1」でございますが、このメモでございますが、第38回琵琶湖部会の前後に委員の皆様方に協力していただいていたものでございます。まだ部会横断的に再度整理し直して一つのものにまとめて、先ほどの申し送り事項に添付するというところでございますので、項目を中心にその趣旨をご説明しようと思います。

まず、今、委員長もおっしゃられましたけども、その大きな流れがあったということでございますが、琵琶湖部会、特に2005年1月の意見書、基礎案の課題という意見書があったわけですが、その後、ダムの問題を中心に、基礎案から整備計画の方に具体的に展開することがない中で、2005年、2006年度はここに挙げているように、河川管理者側から詳細な治水、利水問題、それに関連するダムの問題ということで資料提供をいただいて、これに随分時間をかけて双方の理解を進めていったと。特に委員会、それから河川管理者あるいは地域、すべてこの治水問題について共通の認識は、何とかしてこの治水が関係者すべてにとって十分満足のいく形で実現したいということになるわけですが、そのためにさまざまな技術的な提案等がございました。

ただ、結論から言いますと、なかなか河川管理者から提案していただいたことが委員会の中で理解が進まなかった、あるいは見解の相違があったと。特に先ほどの水位操作ワーキングと琵琶湖部会のメンバーがほぼ重複しているということもありまして、水位操作ワーキングの中でも議論になったように、瀬田川の洗い堰の操作が変わることによって環境に何とかいい影響を回復するということになると、治水問題がどうしてもクローズアップすると。このあたりはこの説明をいただいたことと、そのやりとりが非常に重要だったわけですが、流れとしては、水位操作ワーキングあるいは意見聴取反映、利水のワーキングの方に展開して、その中で議論したということがございます。

一方、個別の河川整備事業の進捗ということで、整備シートの問題が随分ございまして、ここには具体的に整備シートで挙げられた課題をもう一度ここに並べるといことはしませんでした。

その次の黒丸なんですけど、「部会の活動を総括する意味で委員から出された意見」というのは、趣旨としては大体こういうことが申し送り事項に入ってくるのではないかと。書き方はこれから検討するわけですが、一つはやはり上下流あるいは治水・利水・環境が一つの仕組みの中で、それぞれが譲り合い、一定の目的で関係者が一つの仕組みとしてつくっていくような水の統合的管理と。これまではなかなか日本はおくれていたと言われるところがあるわけですが、住民あるいは関係機関がかかわった一つの仕組みづくりというのが、これは大きな課題としてあるのではないかと。そ

れから、治水については見解はさまざまあるわけですが、環境が参入することによる治水への影響という問題については、いまだ明確な、これが決め手になるというものはなかなかないのですが、先ほどの水位操作ワーキングの中にございますが、河川管理者、それから滋賀県も提案しています。それから委員会の方も提案していて、それぞれが少しずつ見解の相違を持っている、これがどこかの段階で落ちつかないといけないということをございます。

そのほか、この基本方針に先行して議論してきた整備計画原案ができていない段階で少し踏み込んだ議論をしてきたわけですが、それはそれで非常に十分に重要だ、琵琶湖部会の場合もそういうことを最終的に反映するときに忘れないでいくべきだということがあったり、治水についても、従来型の施設管理に依存するものから、方針の転換ということが提言書の中でもあったわけですが、その治水の本質というところが、やはりこの中でももう一回出てきて、この部分は申し送り事項の中で非常に重要な位置を占めているということをございます。

その次のは、今委員長がご説明したとおりをございまして、制限期の水位を、治水に影響を最小限にした上で上方向に修正していくことが、実は94年以前の琵琶湖の状態だったわけですが、その94年以降の水位操作によって、非常に大きな環境への影響があったということを考えると、これは河川法が改正される以前に操作規則というのが制定された以上、その後の法律の改正によって、水位操作の規則というものが書きかえられて、環境に対する配慮が必要になってくるのではないかというようなことが論点としてあったということをございます。

あと、いずれにしても治水・利水・環境をどういうふうに落ちつかせていくかということについては、どうしても財政的な問題がかかると。利水・治水・環境に、それぞれどういうふうに価値を置くのかということが非常に重要になって、この委員会の中ではそのところが十分踏み込んだ議論はできていないと。特に撤退ルールだとかということが多目的ダムの中で言われているわけですが、まだまだ十分事例が積み重なっていないということで、環境がこうむる損害に対して、どういうふうに金銭的に考えていくのかということは、まだ十分できていないということをございます。あと幾つか個別の問題がありますけれども、大きな論点としてはそういうことが出ました。

最後に「基礎案の課題」という2005年1月にあったものに対して、それぞれ現状がこういうことになっているということ、この意見交換のたたき台として作りまして、それをベースにしているんな議論をしたということで、参考までにそれを示しております。

以上をございます。

今本委員長

ありがとうございました。

質問は4つの部会が終わってから、最初の委員会からの申し送り事項をひっくるめまして承りたいと思いますので。

続いて、淀川部会が、村上先生はまだ来てませんね。では、木津川上流部会をお願いできますか。

川上委員

木津川上流部会の川上です。去る1月8日に3つの部会が連続で開催されました折に木津川上流部会におきまして各委員からこのテーマに関して提出していただきました意見を一覧表の形にして提示いたしましたが、これまで議論したことの羅列であり、また整備シートに対する意見と重複しているというふうな厳しいご指摘をいただきまして、木津川上流部会としての活動の総括、それから現状と課題、部会がやり残したこと、そして反省点等についてとりまとめるべきであるというご指摘をいただきましたので、それを表の形できょう、まあこういう形でまとめたらどうでしょうかということで提案の意味も込めてきょうお出ししております。

全体の反省点といたしましては、本部会は第2次委員会になってから設置された関係もありまして、開催回数が合計5回と大変少なかったことが一つの反省点であります。

また、部会委員は9名でございましたけれども、部会が成立するのに必要な委員の定足数を確保するのがなかなか困難でありまして、2回ほど検討会に切りかえて開催させていただいたというふうな経緯がございました。

それから、この流域委員会の制度的に部会は管理者から独立した調査能力や積算能力を持っておりませんで、また委員個人としてもみずから調査することが少なかったため、管理者から提供される資料をもとに机上で検討・議論することが多かったという反省点もあります。

それから、木津川上流と木津川下流、淀川との水系一体としての課題のとらえ方や考え方が不足しておりました。

さらに、木津川上流河川環境研究会、この中にはダム水質、土砂、動植物、魚道などのワーキンググループがあるわけですが、それら関連他組織の取り組みとの情報交流や連携を図ることができませんでした。

最後に「環境、治水、利水を総合的な視野において検討することが必要であったが、往々にして個別の課題の細部にとらわれることが多かった。」と。

これらの点が全体的な反省点として挙げられるのではないかというふうに思っております。

次に、各委員から提案いただきましたテーマごとの解決すべき課題を掲げまして、それに対して部会がやり残したことあるいは反省点を一番右側の行に書いておりますが、1月8日から本日までの間に各委員から意見を聴取することが時間的に無理でございまして、この部分は昨日一日かかり

まして私が独断で書いたものでありまして、少し書き過ぎではないか、あるいは書き足りないのではないか、ちょっと反省し過ぎるのではないか、また一般の方からは反省が足りないというふうにご指摘をいただくのではないかと恐れているところでございますけれども、一つのまだ検討の途中のたたき案として提示させていただきました。

項目はかなり多岐にわたっておりますので、時間的な制約もあります、一覧表にしてわかりやすくもしておりますので、説明は省略させていただきます。後でござんいただきまして、ご意見をいただきますように期待しております。よろしくお願いいたします。

今本委員長

ありがとうございました。

では、引き続きまして猪名川部会。角野さん、よろしくお願いいたします。

角野委員

猪名川部会長の角野です。

猪名川部会では、今までの議論が尽くせなかったこと、あるいはもう全く議論のまな板の上にも乗らなかったこと、そういったことについて意見交換をしました。その中で特に猪名川独自の問題として次期委員会に引き継ぐべき内容と考えましたものを総括メモという形で審議資料3 - 4に一覧しております。主なことだけ簡単に紹介します。

まず、治水の課題について猪名川ではどういう問題が残されているのかということです。

1つは狭窄部の開削ということです。具体的には銀橋狭窄部の問題なんですが、ここは現状では上流部で氾濫が起こる。それを防ぐために狭窄部の開削をすると、今度は下流の治水安全度が低くなるのではないかという議論があります。そういう意味でいろいろな意見が出たわけですが、やはり大切なのはこの開削の効果について正確に検証する必要があるということです。

次に堤防強化の問題です。今までありました無堤地区は下流への安全弁として働いていたわけですが、築堤が進むことによってこれが失われました。無堤地区の治水安全度を上げたことで下流の安全度は下がっている実態を認識する必要があるということです。そういう意味で、猪名川は、全体として見た場合、治水まだ多くの課題を抱えているということが指摘されました。

特に下流の方に輪中地区があるわけですが、ここでは破堤ということは許されませんので、この堤防強化については越水対策を含めて施してほしいということ。

同時に、他の堤防強化区間にもかかわるわけですが、「破堤しにくい堤防の築造を考える必要がある。」ということが指摘されました。

次に、中州の掘削が進んでいます。中州というのは環境上からもさまざまな機能を果たしています

ので、掘削箇所ですとか方法については十分に検討する必要がある。また、高水敷を切り下げて緩斜面にするということも考慮すべきだという意見が出ています。

その他については、逐一読み上げませんが、超過洪水ですとか内水災害のことも考えなければいけない。あるいは、猪名川の場合、管理主体が区間によって国であったり大阪府であったり兵庫県であったり、あるいは地元の市であったりしますので、流域全体で国、府県、市が連携して考えることが重要であろうといった意見が出ております。

以上のようなことが治水の課題として残されております。

次に環境の課題なんですが、まず保全と自然再生事業です。猪名川というのは非常に周辺の人口が稠密で、自然度の低い川のように認識されているわけですがけれども、所によってはまだまだ良好な自然がある。少し手を入れることによってよくなる環境がある。ですから、そういう箇所の保全というのを課題とすべきであるということです。現在具体的に事業として進みつつあります河原環境の復元・再生というのが当面の大きな課題だろうということが出ております。

次に、横断方向と縦断方向の連続性の確保ということです。横断方向につきましては、先ほど治水水面で言いました高水敷の切り下げも含めて横断方向の連続性を確保することを考慮する必要があります。

縦断方向についても、堰とか床固め工等が水生生物の移動障害を起こしている例がありますので、これを除去して縦断方向の連続性を確保することが課題ということです。つまり、今後井堰の改築等を行う場合には十分にこういった問題を考えていただきたいということです。

外来種対策ということで、猪名川ではアレチウリの駆除ですとかハリエンジュの伐採といった具体的な取り組みが行われているわけですがけれども、単に駆除するだけではなくて、駆除した後にどう自然を再生しようとしているのか考えておく必要があるということも指摘されております。

外来の動物も幾つかいるんですが、これについてはまだ実態がわかっていませんので、一体どういう外来動物がどれぐらいいて、どういう影響を及ぼしているのか、そういうことを調査することが大事であるということが指摘されております。

次のページに参りまして、利水の課題ですが、猪名川については周辺の状況も変わってきておりますので、利水状況の精査が必要であります。特に農業利水に関する検討がほとんどできていないということがあります。これがやはり今後の課題だと思われまます。

次に利用の課題ですが、猪名川は河川敷が非常に高度に利用されている、過剰利用が進んでいるわけです。この委員会としては河川敷は川らしい、川でなければできないような利用をしようという基本理念があるわけですので、そういう方向で対応していただきたいという意見が出ております。

最後にその他事項ですが、これはほかの部会とも関係することがほとんどだと思うのですが、農業用水の問題をきちんと取り上げないといけないとか、淀川水系と言う以上、今後は大阪湾だとか瀬戸内海まで視野を広げた検討が必要であるといった意見が出ております。

こういった意見を次期委員会に申し送るべき事項として引き継ぎたいと思います。以上です。

今本委員長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、順番を変えておりますが、淀川部会の村上興正さん、お願いします。

村上興正委員

おくれて済みません。

淀川部会では、そこに書いてありますように、琵琶湖部会のように総括的なことはしておりません。今後の課題としてどういう問題があるのかということ課題として挙げております。

それで、最初のところを見ていただいたらわかるのですが、「今期の淀川部会で扱ったが不十分である事項や扱えなかったが重要な事項の主なものは下記の通りである。いずれの事項も最新の知識に基づき計画立案するとともに試行的な実施を行い、その結果をモニタリングして評価を行った上計画に反映するというフィードバックシステムによる順応的な管理と透明性の確保を前提とした検討課題である。また、便宜上、計画、環境など項目に分けてあるが、相互に非常に関連しており、個別分断的に扱うのではなく、全体的な視野の下に検討することも前提となっている。なお、第35回淀川部会審議資料1も参照されたい。」と。

計画に関しては、河川レンジャー制度のさらなる充実と。

それから、環境に関してはたくさん書いていますが、まずはイタセンパラを指標種とするワンド生態系の回復と再生というのがかなり重要な問題であると。これは、御存じのように、昨年度イタセンパラの仔稚魚はゼロということを受けまして、これは大変なことだと。今まで私たち努力してきましたので、その努力がまだ報われてない、えらいことだということで緊急課題として挙げています。まず「城北ワンド群におけるイタセンパラ絶滅危機の原因解明と対策」。2番目、「ワンドの干し上げによる魚類や貝類などの生息状況の調査、ならびに外来種の駆除やゴミの除去、などの環境改善と環境改善効果の検証」。3番目、「ワンド内のオオクチバスやウオターレタスなど外来種の早急な根絶」。4番、「淀川大堰による水位操作やフラッシュ操作の継続とその効果の検証」。5番目、「流水域ワンド群の保全と再生」と、これだけのことを最低でも考えないといけないということです。

それから、植物については、淀川流域全体を視野にしたヨシ原の保全・再生というのをもう少し

幅広く考えなければだめでしょうと。

同時に、淀川の汽水域、これは大川、神崎川、新淀川があるんですが、こういったものについては検討不足です。それで、保全や再生、特に干潟の保全・再生については今取り組んでおります。しかし、まだ不十分であると。

それから、4番目ですね。これはほとんどできてないんですが、「縦断方向の河川形状の修復」ということですね。「桂川などの井堰の撤去や改善など魚類や水生動物の遡上や降下など移動を妨げない構造の検討や魚道の改善および淀川に流入している自治体管轄の中小支川での同様の検討の促進と連携」。魚類にとっては、直轄河川だけではなく、それにつながっているものについても移動方向の確保というのはぜひとも必要なんだということで、それについてはもっと連携をしなければならぬのではないかということ、これはほとんど進んでないと思います。

それから5番目。「水質悪化防止のための早期の住民・住民組織・自治体との協働による総負荷量管理の実施に向けての検討」。これもあんまり進んでないと思います。

それから、6番目か10番目は、やろうと思ったのですが、まだできていません。かなり重要な事項です。

「下流河川の河床低下や底質改善のための土砂管理の検討」。

それから、「ダムや堰の弾力的な運用による下流河川の攪乱規模の増大とモニタリング結果を踏まえた生物の生育・生息環境の改善」。これは淀川大堰を少し動かしましてワンド群の環境浄化をしようとしたのですが、それによって動く範囲というのが取水口と、それから上はもう、その大堰の上限によって3.3m、下限が2.5m、0.8mの差でしか動かせない。下も2.5が2.6になりましたから、実質には0.7mしか動かせない。しかし、それで起こることは限定的であるが多少の改善効果があったという話になっていますので、もう少し大堰というものの弾力的な運用を考えてみたい。これは大堰の運用の規則までを含んだ形を考えなければならぬだろうと思っています。

それから8番目。「淀川、木津川、宇治川および本川の河床変動の実態把握とその環境への影響に関する調査および対策の検討」。河床低下が物すごく起こっています。起こってないのは桂川が余り起こっていません。あっ、これは淀川と書いていますが「桂川」の間違いです。「桂川、木津川、宇治川および本川」。そういうことを検討しなければならないでしょうと。

それから、「淀川大堰から新淀川、大川（旧淀川）および神崎川への維持流量についての検討」。

それから、「湛水域における流水環境の保持並びに攪乱域と攪乱頻度の増大法の検討」。少しわかりにくいですが、今河川敷にほとんど水が上がりません。そういうことで河川がもう非常に困った状態になっています。それで、河川に水が上がる状態にしたい。それがいわば昔の氾濫源なんで

すが、その攪乱域をふやしたい。それから、その攪乱頻度の増大をしたいと。それは大堰を動かしたぐらいでは動かないし、それから一部鵜殿なんかで陸域を切り下げて水に近づけようとやっていますが、それはごく一部で行われているだけで、全川にわたっては行われていないということですので、そういうことを考えています。

これが環境に関する主な事項です。環境といっても、これは全部治水、利水に絡んでおります。

それから、治水に関しては、「堤防強化」。現在進行しつつある浸透や洗掘に対する堤防強化だけでなく越水にも強い堤防にするための技術開発をして、同時的にやってほしいということです。

それから2番目。「水害に強い地域づくり協議会の設置」。これは既に住民の方から何度も指摘されていますが、「ハザードマップの作成や配布」。それも役に立つハザードマップをつくれという話で、そういった話が出ていると。それから、「避難態勢、水防活動などの恒常的な活動維持」。たまにやっているのではだめで、常に常にそういった訓練を含めて活動維持をしなければならないのではないかと。それから、「そのための体制作りの検討」というのがやっぱり重要ではないかと。これは河川事務所は一生懸命頑張っているのですが、もう少しそれを活発化することも必要であろうということです。

それから、3番目、「天ヶ瀬ダム再開発に伴う流量増大がダム下流におよぼす諸影響の検討」。これは $1,500\text{m}^3/\text{s}$ にした場合どうなるかということについての、それは宇治の亀石の景観問題も入りますから、いろんな形でこの影響があります。そういったものをちゃんとクリアしなければならんというのがやっぱり大きな検討課題だと思っています。

それから利水。「淀川下流域における利水者の水需要の精査確認と速やかな公表」。これは農業用水を含んだ形できっちりやるべきだと。それで、それについてはまだまだすべきことがたくさんあるということです。

それから、「水利権の精査確認と計画的な水利調整による水需要管理」。この辺のことは、荻野先生がつくられた部会の報告書の中に割とどういう内容かは書かれております。

3番目、「事業中のダムから撤退する場合、工業用水からの転用手続きの早期実施に向けての条件整備の検討」。

4番目、「公開による学識経験者、住民参加に基づく琵琶湖・淀川水需要管理協議会の設置ならびにその定期的な開催と節水・水需要抑制・水融通など具体策の検討」。これは、やはり協議会は渇水のたびに開かれているのですが、そんな渇水対策会議ではだめで、もう少し恒常的なものにして常日ごろから備えなければならないのではないかとということです。そういうものについて公開でもう少しちゃんとしたことをしたらどうかという提案です。

それから利用については、舟運のための水制工設置というのが今計画されています。これは非常に重要なことなので、そのときに土砂移動など河川の物理的な環境変化の把握と評価を下さいと。また、「船舶航行の影響」。これは現在やりつつあります。ヨシにどのぐらい影響があるかとかですね。それから、「舟の速度や総量規制、プレジャーボートの規制や舟運にそなえたルール作りなど舟運のあり方の全般的な検討」。舟運というのは今後ともかなり重要な問題になるので、こういうものは舟運が起こってからやるのではないので、最初にきっちりと考えてやりましょうと、こういう趣旨です。

それから、「高水敷利用は『川でしかできない利用』に限定し、既存のグラウンド・ゴルフ場などは段階的な縮小の検討」と。これは一つの考え方で、やっぱり堤内地でできることは堤内地に持っていくということが本当で、川でしかできない利用というものにだんだん持っていきこうと。今、保全利用委員会の各地のやつもありますし、淀川の河川の計画の中でもそういうことが検討されております。こういうのももう少しきっちりとした形で詰めていくことが今後とも必要なことだろうと思っています。

それから、「淀川大堰開門設置の環境への悪影響の防止と、新たな魚道の設置など環境改善の検討」。大堰開門をつくることになっていまして、そういうものに対していかに環境への悪影響を阻止するかという話と同時に、もっと積極的にそれができることによってよくなるだろうということも示したいなど。それで、魚道というものを新たにつくって、魚道というよりむしろ河川を横につくって、そこを自然に上がらせてはどうかというようなことも考えております。

そういったことが今後の重要課題とっております。

それで、残念ながら非常に大きな視点での話がまだできておりません。先ほど言いました「{環境}」の6から10なんかは非常に大きな問題なので扱いたかったのですが、回数も少なかって、非常に残念に思っています。申しわけありませんでした。もう少し頑張りたと思ったのですが、残念ながら今回は非常に中途半端になったと。ただ、事業点検に関してはある程度問題を進めたと思っておりますが、まだまだ力不足で申しわけないです。以上です。

今本委員長

ありがとうございました。以上で委員会と4つの部会の申し送り事項についての説明をいただいたわけですが、これにつきましてご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

寺川委員

先ほどの水位操作のところでも要約の扱いというのは、それはここで議論する必要はなかったんで

すか。

今本委員長

これは報告書の体裁ですので、あとは実際の作業部会で検討していただければと思います。

寺川委員

はい、わかりました。

もう1点ですね。これまで意見書とか提言を提出した後こういった冊子とかにしてとりまとめをしているのですけれども、それは我々委員会、それから管理者の方とか一般の方にもぜひ見ていただいて考えていただくということも大事ななことかと思しますので、できればそういったことも考えておけばどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

今本委員長

各テーマ別部会、それからワーキングの報告書、これは一緒にするのではなくそれぞれ別冊にしまして、簡易な製本にして、それをできるだけ多くのところに配布してほしいと思っています。ただ、この委員会が閉じられてからそれをする事になります。聞くところによりますと、幸いにして庶務は年度末までは少なくとも残るといふことだそうですので、最後に私どもとしてはそういうことを希望して終わりたいと考えています。これは、河川管理者の方、そういうことでよろしいですか。これの分は委員会がなくなっても、あれがなくなったからと言ってやめにするのではなく、必ず出してもらえるんでしょうね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。今おっしゃったような庶務的なものは当然やらなければならない部分とっておりますので、それについては問題はないと考えています。

今本委員長

そういう扱いになると思いますのでお願いします。また、庶務が続いているということはホームページ等は開かれているわけですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

はい。それも前に申し上げたかもしれませんが、同じようにずっと開設を続けるつもりでございます。

今本委員長

そういうことですから、私どもがやめても一応希望は伝えることができるということだと思えます。ただ、それをチェックすることはできませんけれども。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

中村委員

琵琶湖部会の中村です。部会それぞれのまとめ方があって特徴を出していくということで構わないと思うのですが、かなり整備シートの内容と重複してくる部分があるわけですね。琵琶湖部会の場合も直轄の河川で全く同じようなことを整備シートの中で取り上げているのですが、重要と言えば重要ですし、申し送り事項と言えば申し送り事項なんですが、それを委員会全体としてどう扱うかという方針を決めておかなければ、琵琶湖部会としてはメインの申し送り事項に比べて整備シートの細かい内容のことを触れて申し送りにしていくということはどうかなという気がしたもので、その辺の方針だけ一定決めていただければというふうに思うんですけれども。

今本委員長

今の件ですが、余り小さなことを書いても見てもらえないでしょうし、もし見るつもりがあればほかの資料を見ればいいわけですので、私はあえて「次の委員会でもこれだけは継続してほしい」という大きなテーマを挙げておけばいいのではないかと思います。それがもう少し、例えばきょうの「次期委員会への申し送り(案)」という委員会からの一枚物ですと、これだけだと何を言うているのかわからないということがあると困りますので、もう少し内容がわかる程度に説明を加えて申し送りしたい。それから、各地域別部会についてもそういった観点で、「特にこの点は次の委員会が開催されたら各部会で必ず忘れないように審議してくださいよ」という形ですね。

ただ、危惧しますのは、ほかの流域委員会のように河川整備計画原案についての審議に限定されて、ほかのことは一切するなということになる可能性もあるわけですよ。私はこの淀川においてはそういうことがないように希望し、期待もしているのですが、そういう意味で必ずしもこれらが生かされないかわかりません。しかし、それとは別に「私どもはこれだけのことはやった。だけど、やり残したこともあった」という意味で申し送りはしたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

千代延委員

千代延です。委員長も余り弱気にならずに、引き継ぐ、引き継がないは次の委員会の方がお決めになることなのですが、「特にこの点は」というのは、強弱が本当は要と思うのですが、やっぱり引き継ぎに挙げておくべきではないかと私は思います。

それから、時間と効率の悪さによってたくさんやり残したことがあるというのはもうそのとおりでございます、委員会として反省をする必要はもう十分あると思います。

しかし、一方、最後のチャンスと言えば、2次として河川管理者が平成16年5月にお出しになった基礎案ですね。この基礎案は「整備計画が成案になるまではそれはやらない」ということではな

いと思うんですね。それで、余りにも前に進んでないというようなものについては、我々の反省等含めて、河川管理者に対する注文をつけてもいいのではないかと私は思うんです。

例えば、いくつかの部会に共通してありますけれども、自治体とか他省庁との連携ですね。こういうことについては、思い出したようにこの間から基礎案を出して読んでおるのですが、「連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する。」と。私が不注意だったのか知りませんが、河川管理者からこのようなことを全く聞いたこともありません。ということは、2年半にもなりますけれども、実態があんまり進んでないということ。

あるいは、ちょっと長くなりましたのでもうやめますけれども、川上ダムの三重県の利水につきましても、河川管理者は基礎案では「他に経済的にも実行可能で」云々というように非常にすばらしいことが書かれているのですけれども、利水について、まあ治水と利水両方あると思うんですが、少なくとも川上ダムに対する利水ということについては本当に他に経済的にも実行可能で有効な方法がないかどうかを徹底的に詰めたような節は全くないと思うんですよ。

そういうことについてはせめて、何から何かまでということはございませんけれども、非常にこれは不本意である、けしからんというものはこの中に盛り込ませていただきたいと私は思います。以上です。

今本委員長

今のは申し送り事項の中に入れるという意味ですか。

千代延委員

千代延です。その扱いが非常に難しいです、確かに。「申し送り事項とは一体？」と、本来そこから議論をやらないといかんですけれども、何か今申し送り事項に関することで、特に川上さんのところの木津川上流では「反省」ということが出ていますけれども、この中に河川管理者側のことを入れるのはおかしいかもしれませんけれども。このいい知恵を、私、今持ち合わせてないんです。しかし、何にもそちらの方には触れずにこの委員会が放置しておくというのはちょっと物足りないと思うんですが。十分な裏づけになる知恵をつけて発言できないのが大変申しわけないのですけれども、このままでいいのかという気がいたしておるわけです。

今本委員長

それにつきましては、最終の1月30日の委員会のときにそれぞれの思いを発言していただくと思っておりますし、委員会としても何らかの、私ども自身が反省すべきこともやはり反省はしておいた方がいいかもわからない。特に委員会としての大きな反省は、非常に言いにくいことですが、

委員の中に欠席がちの委員がいたということですよ。これは私どもは非常に反省、出席してある人が反省すべきではないんですけど、委員会としては非常に残念であったといいますが、そういったたぐいのこともありますし、それと休止の理由として挙げられていることに対する反論をしたい気持ちもあります。そういったものをどういうふうにするのか、これは運営会議でも検討させていただきたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。このまとめ方、つまり次期委員会への申し送りの考え方ですが、先ほど中村先生がおっしゃったことがやっぱり重要だと思いますね。ですから、この各部会のメモ等を見ていますと今まで整備シート等で意見を言ってきたことがたくさんありますし、むしろ次の委員会ではなしに河川管理者へお願いする、まあ河川管理者の方へ意見を申し上げたということも次期の委員会の人は当然勉強してもらわないといかんと思いますが、申し送りということで整理するならば、ダブリといったこととか、あるいは中身の重いものや軽いものがあるように思いますね。ですから、そういう目でふるいにかける必要があると思いますけど、根本は、委員会が出す5項目がありますね。この5項目に沿って部会で「特にこれだけは」、例えば水系の統合管理に絡んではこんなことを部会として補足しとこうとか、次の河川整備とか水位操作についてはどうだとか、これを主体に5項目の中で「特に」というようなことで選択されたらどうかなと思いますけどね。

今本委員長

そのことはぜひ検討させてください。

ほか、よろしいでしょうか。いかがですか。

では、検討すべきことは多々あります。また、これを最終的にまとめる上で委員の皆さんにお願いしなければならぬと思っております。どなたにお願いするかはもう少し時間をいただきまして指名させていただきますので、ぜひ指名された方はお引き受けくださいますようお願いいたします。

大分時間がたちましたので、ここで一たん休憩したいと思います。ちょっと長目かもわかりませんが、20分休憩したいと思います。よろしく申し上げます。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、5時10分まで休憩ということでよろしく申し上げます。

〔午後 4時46分 休憩〕

〔午後 5時12分 再開〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは会議を再開いたします。委員長、よろしくお願いいたします。

今本委員長

お待たせしました。では、会議を再開いたします。

まず最初に、私うっかりしてしまっていて、皆さんの一任を取り付けるのを忘れていました。まず最初は、これまでの審議で「1）のダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について」、これの取りまとめをどなたにお願いするか、あるいは最終的な案をどうするか、これは当然、途中途中で皆さんの意見をいただきますけれども、最終的には運営会議にご一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

はい。それから、その次の「利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について」、これについてもこれからまだ各部会あるいはワーキングで小さな修正に対しては応じていく、あるいはその内容について同意できないので意見を出す、その意見の採用、不採用についても運営会議にお任せいただきたいと思います。運営会議はよほどのことがない限りそれを拒否するということはないのですけれども、少なくとも運営会議で最終的に判断させていただくということによろしいでしょうか。

それから、最後の「地域別部会における次期委員会への引き継ぎについて」と申しますか、申し送り、これについても同じように、あと時間的に非常に切迫しているものですから、やはり運営会議にお任せいただくようお願いしますが、よろしいでしょうか。

はい。では、以上、そういうことでよろしくお願いいたします。

4）その他

今本委員長

最後のその他に入ります。その他については、こちら側で準備した議題が3つあります。1つは、レビュー委員会の件、それから2番目は任期の件、3番目はこの委員会として河川管理者への要望と申しますか、そういうお願いをして、あとそれに河川管理者側からお答えいただくという形をとりたいと思うのですが、そういったことについてこれから時間をいただいて審議に入りたいと思います。

まず最初はレビュー委員会ではありますが、お手元の審議資料4に近畿地方整備局長から淀川水系流域委員会委員長あての淀川水系流域委員会のレビュー作成を行うための委員の推挙についてという書類があります。これについてですが、お伺いしたいのは、まずレビュー委員会とは何かということであり、これまでの委員会の意見では、少なくともレビュー委員会は公開してほしいと

という意見がありました。そういうことが満たされるということを前提として、委員の推挙に入りたいと思うんですが、そのことは河川管理者としてはよろしいでしょうか。レビュー委員会は公開とするということで、もう一度再確認をすることになりますけれども、これまでも既にお伺いしていることですが。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。基本的にそういうふうに考えております。

今本委員長

そういう条件のもとで委員の推挙をしたいと思うのですが、この委員の中からどういう形で2名選びますでしょうか。どなたかご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

千代延委員

千代延です。2名ですから、この中からこの会議で推薦し、それで賛成かどうかで決めていただきたらいいと私は思います。

今本委員長

この会議で決める決め方なんです。推薦して話し合いで決めるというのもあれば、選挙で決めるという方法もあります。

千代延委員

済みません、今の続きですけれども、選挙までは私はする必要はないと思います。話し合いで決めていただきたらいいと私は思います。

今本委員長

今のご意見に対しましてどなたかほかございませんか。

はい、どうぞ。

中村委員

私も千代延委員の意見に賛成でございます。一番、事の経緯を御存じで、かつ全体を十分把握されている方であれば務まらないということが条件になるのではないかと思います。

今本委員長

ほかいかがでしょうか。

金盛さん、いかがでしょうか。

金盛委員

ちょっととまどっておりますが、中村先生がおっしゃったようなところの視点が大事だと思いま

すけれども、さあどうするかということになりますと、これは委員長かだれかが提案いただいて、それで了承するかどうかということではないかと思えますけれどもね。名前は具体的に、私も急な話でわかりませんが、全般的に見てこられたのは委員長、あるいは前委員長さんだろうと思いますのでね。お二人でご相談いただくか、あるいはご自身お二人がなられても私はいいのではないかと考えておりますが。ちょっとよくわかりません。ただ、そういういろいろ議論しても仕方ないのではないかなと考えておりますので、全般的に目を配られてきたそういう人でどうかと思えます。

今本委員長

はい、どうぞ。

寺川委員

寺川です。私もこれは現委員長と前委員長でいいのではないかと思います。推薦したいと思えます。

今本委員長

ほかのご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

三田村委員

2名という数字は非常にわかりやすい数字でございます。この2期の委員会の責任をとっていただくという意味においても、初めの委員長、前委員長でございます。それと現委員長にぜひ十分、存分に活躍していただきと思います。可能でございましたら。

今本委員長

ほかいかがでしょうか。

川上委員

6年間の流域委員会のこれまでの経緯をすべて御存じなのは、ほとんどすべての会議に出席をされ、そしてその運営をしてこられた前委員長の寺田さんと現委員長の今本さん以外には私はないというふうに思います。そういう意味で三田村さんのご意見に賛成いたします。

今本委員長

ほかの意見、ございませんか。

どうぞ。

西野委員

私も同様の意見なんですけれども、やはり休止となって次に新しい委員会に引き継ぐとなると、今までどういうことを議論して何が問題であったかということをしちゃんと把握しておられる方がい

いと思いますので、前委員長と現委員長にぜひなっていただきたいと思います。

今本委員長

ほかに意見は。

では、今までの提案で、前委員長と現委員長ということですが、この提案に対して賛成の方は挙手をお願いできますか。

はい、結構です。2人が棄権ということで、その他全員賛成していただきましたので、その2人にさせたいと思います。河川管理者側からは最も歓迎しない人選だったかも知れませんが、委員会の意思ですのでよろしくをお願いします。

次に、近畿地整のホームページに既に出ているそうなんですが、この委員会についての現在の近畿地整の方針といたしますか、立場といたしますか、それをまずご説明いただけませんか。

はい、レビューの委員会に対して。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

河川部長でございます。12月7日の流域委員会、この席で口頭でお話をさせていただいたわけですが、それにつきましてもう一度ご報告をさせていただきます。今、今本委員長からもご紹介がありましたように、本日付けで近畿地方整備局のホームページにも載せております。淀川水系流域委員会についてという一連のものの中に、流域委員会のレビュー作成についてということに記載してございます。中身は以前ご説明したと基本的には同じであります。

少し読み上げる形でご報告いたしますけれども、平成13年2月に河川法に基づき、学識者の意見を聞く場として流域委員会を設置して、透明性、客観性、また住民参加の視点に立って、さまざまな工夫を行いながらこれまで約6年間にわたり議論を積み重ねてきました。この意見聴取の方法については全国的に統一した定めがあるわけではなく、淀川水系のやり方は他の水系と比べ必ずしも同じものではありません。そこで、この流域委員会の約6年間の振り返ることにより、淀川水系を初め全国の河川整備計画策定等の参考となるよう、その実施概要を整理するとともに、等身大の評価を行うことを目的として、流域委員会委員や河川管理者が共同でレビュー作成を行います。等身大の評価というのは、掛け値がないとか色めがねで見えていないという意味で使っております。

その構成でございますけれども、外部委員として河川工学、あるいは行政法、住民参加というような分野の専門家の方、またできれば自治体の首長にもお一人は入っていただきたいと思っております。そして、この流域委員会の委員、先ほどのご審議で2名ご推挙いただけるということですので、そのお二人になろうかと思っております。それから、河川管理者というものが加わった構成でやりたいと。

スケジュールは外部委員についてまだ選定ができておりませんが、なるべく早く作業を進めまして、早ければ今月末にもスタートをしたいと。余り時間をかけずに今年度内を目途にレビューをとりまとめたいというふうに考えております。

レビューの内容につきましては、これはまさにそこに入れていただく、レビューをする方々が相談して本来決めていただくということになるわけでございますけれども、河川管理者として現時点で考えているところを申し上げますと、1つは流域委員会で目指したものの、もともと流域委員会というのは河川法に基づいて学識者の意見を聞く場ということですから、これは本来当然やるわけでございますけれども、先ほどもちょっと触れました透明性、客観性、あるいは住民参加の視点というようなことに関連して、特に目指したものが何であったか。またそのために行ってきた工夫がどういうことであったのか。その結果として何が達成でき、何が達成できなかった。あるいは、何が課題として残ったというようなことを整理していくというようなことにならないかと思っております。

それから、このレビューの結果というのはもちろん次の流域委員会で、これまでの流域委員会よりも伸ばすべきところはさらに伸ばす、また改善すべきところは改善するというふうに使われるわけですが、それだけではなくてこのレビュー結果をわかりやすくとりまとめるということで、淀川水系以外でも参考となるべきところは使っていただければよろしいかなということを現時点で考えております。

今本委員長

ありがとうございました。レビュー委員会の性格、こういうふうなことを目指しておられるということですが、私どももこれまでの委員会の経験を踏まえまして、次期委員会ができるだけいい委員会になるように全力を尽くしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その次、2番目は委員会の延長ということですが、これはダムのフォローアップ調査が昨年10月から始められまして、実質上11月から始まった。そのために、非常に委員として審議時間が短く、十分な審議ができなかった。こういうきょうの審議の状態も、例えば皆さんにお配りできるところまで進めることができなかった。そのために、もし委員会が希望するならば伸ばしてもいいと、3月末日まで、そういう申し出が河川管理者側からいただいています。それに対して委員会はどうするのかという問題であります。

1つは、できるだけいいものに仕上げるよう、任期を延長してもらって3月までやるというのが1つの選択肢だと思います。もう1つはフォローアップの調査だけで残ったとしても、委員会として機能するわけではない。休止になった委員会が未練たらしく2カ月もするのはプライドに耐えら

れないということ断るという選択肢もあります。これを各委員の皆さんがどうお考えなのか、これによって、どうしても伸ばしてほしいと言えばお願いすることになりますし、そうではないということになれば、そうではないということになります。この点について、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

はい、どうぞ。

村上興正委員

村上です。質問があります。ダムのフォローアップのための延長であって、流域委員会の延長ではないんですね。この点、確認します。

今本委員長

いや、流域委員会を延長ささないことには、この流域委員会がダムのフォローアップの諮問を受けていますので。ただ、作業内容がフォローアップに限るというふうに私は受けとめているんですが、河川管理者はいかがですか。

村上興正委員

活動内容がフォローアップだけに限定されるかどうかということがポイントだと思います。

今本委員長

私は限定されると考えていますけれども、それでよろしいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

前の会議でも申し上げましたように、原則は任期が今月末ですので、諮問している全部をお願いをしたいと、これは変わりがございません。作業について、例えば今出ているフォローアップというものについて関して言えば、他の整備局ではフォローアップという業務は整備局でフォローアップ委員会というものをつくってやっておりますので、これは年度を単位にやっているということから言えば、時期的には1月末ではなくて3月末までほかの整備局がやっているという例があるということでございます。そこについて、お申し出があれば、きょう時点で河川部長がはいはいという話では全然なくて、大変重要ですから持ち帰らないといけませんし、今時点では先ほど言いましたように何とか任期中に頑張りたいということしかお返しはできないのですけれども、委員会からそういうことに対してご要請があるということであれば、それを持ち帰って検討したいということでございます。

今本委員長

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。ダムフォローアップだけの作業として延長するということになりますと、これはダムのフォローアップのでき上がりがどうかということに一にかかっているんですね。したがって、ダムのおまとめをいただく方々がそれぞれ2人ずつ決まっていると思いますが、このそれぞれダムごとに決まっているお二人の事情やお考えが重要だと思いますので、担当の方のご意見を伺われたらと思います。

今本委員長

どなたか担当している方、ご意見お願いできませんか。はい、どうぞ。

村上哲生委員

村上です。水質を担当しておりますけれども、一応任期中にできると私は判断します。水質の部分に関しては延長の必要はないと判断します。三田村さんのご意見も聞きたいと思います。

三田村委員

済みません、耳が悪くて余り聞こえなかったんですが、何を求めになったんでしょうか。

村上哲生委員

担当者が2人おりますので。

三田村委員

私は、可能かどうかは質の問題だろうと思いますが、質を求められるのであったら可能じゃないという答えしかできません。

その以前に、ちょっと戻していいですか。この延長は任期延長になるんですね、流域委員会の。それは法的に大丈夫かなという気がしているんです。といいますのは、自己規制で委員会の活動がダムのフォローアップだけだと自分たちで決めるのだったらいいのですけれども、そうでなかった場合に、いわゆる私たちが答えなければならぬ諮問事項を縮小されてもう一度こちらに戻されない限りは、フォローアップだけで活動できないだろうと思います。

例えば、従来の形の諮問内容でありましたら、委員会が勝手に暴走いたしまして、従来の5つだったですかね、諮問の、あれをやったって構わないわけですよ。そういう意味ではもう一度諮問し直されるのか、あるいは私たちが自己規制をするのか、どちらかしか延長という手はないのかなと考えたのですけれども、その辺はいかがなんでしょうか、河川管理者。大丈夫ですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

今の委員会はこの1月末で任期が切れるということ、これは間違いがないですね。その後、フォローアップという作業が仮に1月末までに予定していたスケジュールでは終わられない、別のもの

が出てくるということであれば、それについて別に考えるということになるんだと思います。

三田村委員

別途諮問されるということですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

仮にお願いするとなればですね。はい。

三田村委員

わかりました。村上委員のご質問に対しては、質を上げるのであれば困難だ返答します。

村上哲生委員

それはもうきりが無いと思います。質を上げようかとする、いつまでたっても時間がかかりますし。それからまた、三田村委員のお話にもあったように、私はこれは組織的にもおかしいと思います。一度これは任期が切れるわけですから、またダムフォローアップだけで会議を持つ、これは不可能だと思います。いろいろなことが関係しておりますし、私はここですっぱり切る方に賛成です。

今本委員長

いかがですか、ほかの方。はい、どうぞ。

江頭委員

ダム堆砂を担当しています江頭です。今の意見と大体同じなんです、大体任期中にやるというふうな、そういう方針で私はいいのではないかと、そういうふうに思います。

今本委員長

どなたか。はい。

西野委員

西野です。フォローアップについては、問題をもしフォローアップに限定するのであればやはり質だと思います1月末にはやればできると思います。しかし、質は保証しませんし、多分保証できないような質になるというのは目に見えています。ただ、確かに3月まで伸ばして質が向上するかという問題はありますが、1月に終わるよりは向上すると思います。ということで、個人的には余りみっともないものは出したくないというのが個人的な気持ちです。

今本委員長

ほかいかがですか。はい、どうぞ。

岡田委員

私は個人的には、制度上もそうなっているわけですから、この任期が切れるところでとりあえず

切るということを目指すべきではないと思います。ただ、クオリティーの問題ということになったときに、仮にそれを2カ月なら2カ月伸ばしてやるとしても、それはあくまで残務整理としてある種の、我々のいわば自主的な意図で精査するという作業がその後に伴うということではないかというふうに思います。

今本委員長

ということは、終わってからでも実質的にはやっただけという意味ですか。

岡田委員

クオリティーとして、これにかかわった人たちが納得いかないということであれば、そういうものを精査したものをもう一度出すというのはあり得ると思いますが、それがどういう有効性を持つのかということについては、ちょっと私自身わかりません。

今本委員長

はい、どうぞ。

村上興正委員

村上です。僕は個人的には1月末までというのはかなりきついなと思っていました。私は生物の方のサブになっていると同時に、日吉と天ヶ瀬のサブリーダーをやっていますから、3つ抱えています。それで、1月中は物すごく忙しいものですから、できることなら伸ばした方がいいなと思っていましたけれども、このフォローアップだけ伸ばしてやるということ自身は非常に難しいというのは、それがやはり委員会としてオーソライズされないから。となりますと、それは委員会の問題になりますから、委員会がそれで機能をこれだけに限定して存続するというのは、ちょっとおかしい感じ、筋としてやっぱりおかしいという感じがしますので、やはりこれは1月末でやめるべきだと、私もそう思います。

それで質が悪いのは仕方がない。そこまででできることをやりましょうと、その方がすっきりすると思います。もうそういう意見に変えました。僕はそもそもは伸ばしたらいいじゃないかこの前も言ったんですが、それは流域委員会を延長すればいいという意見であって、活動を限定して延長するという話ではなかった。だから、あのときに私が言ったのは、ソフトランディングするためには、流域委員会を伸ばして次の委員会ができたところで前の委員会は任期を切ったら一番きれいにいくのではないかと。これは流域委員会全体の話です。その話ですが、今みたいにダムが残っているからダムを残したのは、頼むのがおそいから、これは自分らの責任やから、あなた方希望するなら、そこだけ伸ばしてあげていいよというのは、やっぱりちょっと納得できませんから、もうやめた方がいいと思います。

今本委員長

ほかよろしいでしょうか。

今の意見を聞いていますと、1月31日で終わると、フォローアップだけを仕事として委員の任期が伸ばされるのは、委員会の任期、委員会とはいえ非常に変質した委員会になりますので、お断りする、まあお断りするというよりも我々は申し出ないということなんですけどね。向こうがどうですかと語ってくれているわけではない。どうしても必要だったら考えてみますと言ってくれているのですけれども、ではそういう申し出はしないということによろしいですか。

では、肅々と残された時間、クオリティーと言いましたけれども、これは委員の資質もさるところながら意欲の問題もありますので、名誉にかけて最後まで頑張っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

三田村委員

この件に関して河川管理者にぜひ今後のためにお願いしたいことがあります。私どもフォローアップについて怠けていたわけではないと自負しております。ということは、河川管理者がダムのフォローアップの具体的な案を出される時期が遅かった。1月の末で任期を終えるということを知っていたいながらです。これが前例とならないように、もう少し長い間審議できるように次のフォローアップ、流域委員会でおやりになるかどうかわかりませんが、それをぜひお考えいただきたいと思います。そうでないと、また同じ事態が起こると思いますので、十分余裕を持ってダムのフォローアップに臨んでいただきたいと思います。

今本委員長

今の意見に対して、何か反応なり感想なりございませんか。おくれた理由についてです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。確かにこちらからの資料の提供が遅くなったのは事実ですので、その点はもっと早くやればよかったというふうに思っております。

今本委員長

次にこういう機会があればぜひそういう点、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、3番目ですが、この委員会から、委員会としてぜひ次の委員会へ、これはレビュー委員会を経て河川管理者が決めることなんです、この委員会として次の委員会はぜひこうあってほしいということを河川管理者に要望したいと思うんです。ぜひそれに河川管理者は答えていただいて、夢を抱きながらやめていきたいと私は思っています。

そういう意味で、次にどういうことを期待するのかということをもとめるのに、どう言いますか、起草委員会というんですかね、こういうものをつくってはどうかと思うんです。できるだけ実現性のある要望を出したいと思いますので、私はこれについては河川管理者とも協働しながらやっていきたい。

この委員会は河川管理者と委員会とが対立していると受け取られがちですが、実態は僕はそんなことはなかったと思います。非常に河川管理者のどう言いますか、協力がなければこういう委員会は到底成り立ち得ません。そういう意味では非常によく協働してくれたと。たまたま、先日、布村局長と話をしたときに、こういう委員会と河川管理者との関係というのはパートナーシップではだめなんだと、単に協調し合うだけではだめなんだと、いいライバルとして切磋琢磨していきたいということを言っていましたけれども、私も本当にそのとおりだと思っています。これからも切磋琢磨する上ではやはり適度な緊張感と協働というのがベースになるとと思いますので、ぜひそういうふうをお願いしたいと考えています。

今の問題をやっていく上で、これもどなたにしてもらえればいいのか非常に皆さんお忙しいだけに頼みにくいんですよ。ですけれども、やはり頼まざるを得ませんので。

金盛委員

委員長。

今本委員長

はい、どうぞ。

金盛委員

その件ですが、いきなりの話であります、これは運営委員会か何かでそういう方向で決定したんですか。

今本委員長

ええ。

金盛委員

といいますのは、先のレビュー委員会の方がまさにそのことをおやりになるのではないですか。

今本委員長

いや。

金盛委員

私、何か今聞いていますとそんなふう思うんです。したがって、またその担当を決めてその人が取りまとめるということではなしに、お二人今レビュー委員会の方に入ってください方が決まり

ましたので、そのお二人に、あるいはどちらかの方にこの2年間を総括して個人的に意見を申し上げますたらいいのではないかと思うのですけれども、ちょっと違いますか。

今本委員長

レビュー委員会は次の委員会のあり方といいますか、そういうものをやるわけですね。この委員会とは全く、もちろんこの委員会から委員が2名は出ますけれども、一応この委員会とは関係ない。だけれどもこの委員会として中止ではなく休止というわけですから、次、再開されるときにはぜひこうあってほしいというふうな委員会としての希望を出しておきたいと。レビュー委員会がそれをどう扱うか、これはわかりませんが、やはり委員会としては意思を表明しておいた方がいいのではないかと思うんですよ。

寺田委員

委員長。

今本委員長

はい、どうぞ。

寺田委員

寺田です。今の委員長からの提案のことは、金盛委員が今言われたように、突然の話で皆さん十分ご理解できてないのではないかと思うので、運営会議で実は出た話なので、ちょっと説明を私の方からしたいと思います。

先ほどレビューのための組織については管理者の方からご提案があって、こういうものが発足するということが決まったわけですが、これは結局はこの第3次委員会の設置に向けた検討のための組織だと思うんですけれども。ただ、私と今本委員長がこの委員に推薦をされましたけれども、このレビューのための委員会が仮に立ち上がりましても、その時点ではこの淀川の水系流域委員会というものは実体がなくなってしまうわけですね。だから、もちろん推挙された2名が最大限、この淀川でやってきたことの核心的なことが確かに受け継がれるように、このレビューの中できちんと皆さんに理解をしていただいて、そしてよりよい第3次委員会が発足できるようにしないといけないと思っておりますけれども。

それにしましても、委員会として、この淀川のこの水系流域委員会として、この6年間やってきた総括を経て、どのようなものが新しい第3次委員会で受け継いでいってもらわなくてはならないかということ、ぜひ私は最後に宣言をしてもらいたいと思うんです。細かいことではなくて、やはりこの淀川の委員会がこれまでに果たしてきた役割とか、また第3次委員会が設置された後に、これまでの淀川の委員会と同じように果たしていってもらわなくてはならない役割というものがある

るんですよね。そういうことについて、委員として皆さんがやってきた中で共通認識として持っているこの流域委員会の核心的な部分というものについて、ぜひそういうものを踏まえた第3次委員会をつくってくださいということを最後にぜひこの委員会全体の共通意識として宣言をしておいてもらいたいと思うんです。

そういうことを受けて、今本委員長と私がこのレビューの委員会でも、そういうものを具体化するための検討をレビューのための検討委員会の中で存分に発言をしていきたいと思ひますし、よりよい第3次委員会が立ち上がりますように邁進をしたいというように思ひますので。運営会議では実はそういうことの見解を私も申し上げました。運営会議の委員の皆さんは、概ねそういうことに対しては賛成でしたので、きょうの全体委員会でそれを提案させていただくことになったわけです。

ただし、どういう内容の、全員共通認識の宣言をするかはすぐには出ませんので、それをごくわずかのメンバーで少し検討させていただいて、そして30日の委員会前にそれをつくり上げて、皆さんの賛同を得られれば、それを30日の委員会でお出しして、でき得ればそれを河川管理者の方で承知いたしましたという確約をできたらしてもらいたいなと、そういうことを十分踏まえて第3次委員会を設置しますというようなことを確認をしていただければ安心なわけで、そういうことでやってもらいたいなというのが私の非常に個人的な要望でもありましたし、運営会議で皆さんそういうことで賛同を得ましたので、そういうことで今委員長が提案されているということで、皆さんご意見をお出しいただきたいと思ひます。

千代延委員

千代延です。今の寺田委員の趣旨はわかりましたし賛成なんですけど、ここで取り決める必要があるのではないですね。

今本委員長

ないです。

千代延委員

はい、わかりました。

岡田委員

岡田です。ちょっと確認の意味でお尋ねしておきたいのですが、これは先ほどお話があった次期委員会の申し送りとはまた別だということですね。

今本委員長

別です。

岡田委員

単なる事務的ではなくて、これもこういうポイントをきちんとやってほしいという、そういう意味ではある種の表明であるような気がするんですが。

今本委員長

申し送りは、次期委員会もこういうことをやってくださいよという、次期委員会に向けた申し送りです、先ほどの分は。今言っておりますのは河川管理者への要望ということですよ。

岡田委員

ちょっとそのあたりが。次期委員会への申し送りは、当然間に河川管理者が入るわけですね。

今本委員長

申し送りの方は審議の内容ですね。河川管理者は内容ではなく、運用を求めているということになると思います。

岡田委員

もう1つそれに関連して別の観点からの質問なんですが、ちょっと変な言い方ですけども、反省事項というのはその中に入らないんですね。実は、ちょっと私自身個人的に大いに反省するところはもちろんあるんですけども、私の個人的な反省が委員会全体の反省の事項になるのかもわかりませんが。

今本委員長

それは、委員会として例えばこうこうこういう反省事項もあるから、次はそういうのではなくて。

岡田委員

そういうのも含めて共通認識なのか。ですから、それも皆さんが本当にきちんと合意をとれるのかどうかというのはわかりませんから。最後はどこかで。

今本委員長

事実なら、反省事項を合意いただけるとは思いますし、事実反省すべきことも多いです。

岡田委員

例えばやはり土地利用とか都市のあり方と関連づけて、ハザードマップのような問題をさらにもうちょっと突っ込んで、土地利用の規制とかマネジメントにどうつないでいくかという議論も本当はしたいと思ったんですけども、全然できなかつたんです。

今本委員長

できなかつた、はい。

岡田委員

例えば、そういうふうなことが私の個人としての反省があるんですが、例えばそういうものを含めて、皆さんとして共通のものとなれば、そういう反省事項も入るのかどうかということをお尋ねしたかったのです。

今本委員長

そういえば、今のような内容にかかわるようなことは次の委員会でぜひやってほしいと、今期の委員会ではできなかったけれどもということ、今言われた内容は統合管理という中に含めているつもりです。

では、はい、どうぞ。

村上興正委員

村上です。僕は委員会のあり方に関するものだと思うんですね。

例えば、公開にして透明性を確保せよとかそういった内容について、この委員会のあり方の骨子をこれを引き継いでほしいというやつを、それから自主、民主、公開ですけど、やっぱり自分たちが決めて、ちゃんとその辺のことに責任を持ってやっていくとかそういったところ、もちろんそれは河川管理者と共同作業になりますけどね。でも、一応自分たちの自主性はちゃんと確保しているわけですよ。そういったところは僕は非常にいいことなので、そういった問題について申し送り事項であって、内容のところについては先ほどの今本先生がつくられた原案的なところに入ってしまおうと思うんですよ。

今本委員長

いや、例えば次期委員会に対して我々は何の権限もないわけですね。

ところが、河川管理者が決めるのですけれども、河川管理者にこういうふうに決めてほしいという河川管理者と委員会との一種の外交交渉みたいなものだと思うんですよ。

ですから、私は河川管理者も協働してということで、そういう要求文をつくる上で河川管理者と一緒にやりたい。つまりできるだけ、あるいはちょっとでも要求を入れてもらいたいと思いますし、そこに入ったやつを実行してもらいたいという気持ちです。

村上興正委員

河川管理者と共同するのではなしに、こちらはこういうことを引き継いでほしいと河川管理者に申し出るのではないですか。

今本委員長

そうです。申し出る。

村上興正委員

だから、そのときは、向こうがどう受けとめようと、こちらとしては言いたいことは言うというスタンスではないですか。

今本委員長

まあ、そういうスタンスもありますね。最初はそうです。

だけど、ちょっとでも認めてもらいたいわけですよ。言質が欲しいわけですよ、わかりましたという。

そうすると、少なくともこれだけは実行していただけます。

村上興正委員

余りそこをやると妥協の産物になるので僕は反対ですけど、とにかく言いたいことはちゃんと言って、それで河川管理者の反応を見てという話になると思います。それはそうあるべきだと思いますけど。

今本委員長

なるほど。はい、どうぞ。

西野委員

淀川水系流域委員会というのは、淀川水系全体を扱う委員会なんですね。次期委員会が果たして淀川水系全体を扱う委員会になるかどうかという問題があります。幾つかの地域部会というのがあるわけですけど、可能性としては非常に限られた地域の部会があるだけという状態だってあり得るわけですね。それでは流域委員会そのものが継承されたとは言えないわけで、やっぱり私は流域委員会というのは琵琶湖・淀川水系流域全体を扱う委員会で、だから重要なんだと。それが例えば淀川だけを扱う委員会あるいは琵琶湖だけを扱う委員会と大きな違うところだと思うんですね。

そういう広い視野を持った委員会をいかに継承していくかということを議論して、河川管理者に要望するという事は非常に重要なことだと思います。それは透明性とか公平性というのとはまた違う問題なんですね。

ですから、それをどういうふうな形で実現していったらいいかというのは、今までの反省点も含めてきちんとまとめていく必要があると思いますので、委員長のご意見に賛成です。

今本委員長

では、そういう形で、それを検討する委員をこの場で指名させてもらいましょうか。よろしいですか。

どういうことを要求するか、これは当然皆さんに諮りながらやらないといけない面もあるんです

けどね。だけど、担当を決めないことにはどうしようもありませんので、途中の経緯はメール等で報告しながら進めるということでやらせていただけますか。

そうしましたら、当面それを担当する者として現在の正副委員長と1期の委員会からは西野さん、それから2期から入った金盛さん、この5名で案をつくらせていただきます。

金盛委員

委員長。

今本委員長

はい。

金盛委員

ご指名ではありますが、私は辞退したいんです。

今本委員長

辞退は困ります。ぜひお願いします。

金盛委員

先ほど申しました趣旨は反対の意見なんです。やる必要がないということで申し上げたんです。レビュー委員となられたお二人に各委員がこれまでを総括をして申し上げたらそれで済む話だと申し上げたんです。もともとこの委員会は次期に申し送るとか何とかということは必要ないというのが私の主張です、この委員会は1代完結型の委員会でないといかんと思うんです。

この委員会の精神は皆さん御存じですよ。もうこれだけ議論しているんですから。ですから、それは十分、レビューの委員会から伝達されるものと思っています。いろいろ評価はあるのでしょうけどね。

ですから、今何が必要かと言ったら、個人個人がこの2年間なり6年間なりをどう総括するかということであります。みんな違うと思うんですよ。それをまとめるなんてことは所詮難しく、先ほどのような幾つかの言葉であらわされた。それ以上のものは出ないと思います。つまり公開性だと自立性だとかということ以外にはね。それから西野さんがおっしゃったようなこと、そういうことでありましてね。

ですから、そんな意味もありまして、せっかくですが辞退申し上げたいと思います。

今本委員長

しかし、こういうことを検討する上では違った意見の方が必要なんです。ですから、曲げてお願いします。

金盛さんの考え方はよくわかりました。ですから、こういうことを検討していく上で、やはりい

ろんな違った意見の方が集まって、この委員会をどう継承していただくか。ですから、私は河川管理者とも相談しながら次へやっていきたい、ぜひそれは守っていただきたいということなんですよ。

はい。

千代延委員

千代延です。金盛さんには金盛さんが今おっしゃったように、今だけではなくずっとそういうお考えがあるのに、これと違うところへ無理やり入っていただいてというのは、これは私はどうかと思うんです。それでは、かわりにということはないんですけど、4人でもいいですけどね。この無理強いというか、それは私は考え直していただきたいと思います。

今本委員長

では、その件は私に一存していただけませんか。これはここで議論してもどうしようもないと思いますので。

私の気持ちとしては、とにかく次の委員会を委員会にするためにはどうしたらいいのかと、それを実現するために河川管理者も今の段階でいろいろと言ってくれています。この委員会のことも考えてくれていることは確かです。だけど、私どもは基本的には、この委員会を休止することに対しては非常に遺憾なんだと。継続して次の委員会をつくってほしいと。しかし、それは幾ら言っても意味のないことなので、次善の策として次、再開される委員会は、ぜひいい委員会になってほしいという気持ちでやっていきたいと思っています。

以上できょう予定しました審議事項は終わりますが、全体を通じて何かご注意いただく点はございませんでしょうか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

西野委員

先ほど岡田委員からもご意見があったんですけど、やはり皆さん反省すべき点というのはそれぞれあると思うので、それは次の委員会でよりよい委員会をつくるという意味では、反省すべき点というのを皆さんに出していただいて、今後どうあるべきかというのをぜひ提案していただいたらどうかと思います。

今本委員長

それもぜひお願いしたいと思います。追ってメール等をお願いすることにします。反省すべきは反省しないといかん、こういう点をぜひ引き継いでほしいということもお聞きして、できるだけ委員会の総意に近いものを要望したいと思います。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

今本委員長

では、次に一般傍聴者からの意見聴取に移らせていただきます。ご発言希望の方、挙手願えますか。

はい、ありがとうございました。それでは、そちらの方からお願いします。

傍聴者（増田）

済みません。ご指名いただきましたけれども、傍聴者発言させていただきます。箕面から参りました増田京子です。

今もいろいろ議論をここ3時間近く聞かせていただいて、もう次の委員会で最終になるんですけど、何かちょっと皆さん、やはり本来ならこの2期、2年を終えられて、そしてあと元気に引き継いで次、河川行政頑張ってくださいというバトンタッチにしたい時期でもあるにもかかわらず、皆さん頑張っておられるんですけども、きょうの何か意気が上がらないこの会議というのは、やはり休止というすごく重い宣言があったからだと私は感じております。今も起草委員会のようなことに関して次善の策だと今本委員長はおっしゃいましたけれども、何か今までの議論を聞いていましたら休止を認めているような感じがしたのですけれども、河川管理者の方は聞いていただきたいんですけど、私は認めておりませんし、認められません。

これは今もいろいろ水需要のことも聞いていたり住民参加の議論をなんかも聞いていましたら、本当に淀川水系流域委員会のこの議論というのは、これまでの国土交通省の河川行政の枠を越えて、本当にそこに住む人たちのための議論がされているというか、それがこの6年間だったと思うんですね。これを休止して、本当に皆さんは人の安全や利水を守れるのですかということをきょうの議論を聞きながら改めて感じております。

その辺のことをしっかりともう一度、皆さん胸にとめて、この6年間、委員会は何だったのかということのをきっちりと考えて、それで私は昨日抗議文を出させていただきましたけど、それに対する回答をきょう一番でいただきたいということを要望させていただいたのですけれどもお答えがありませんでした。それも含めてですけれども、私は1月30日までに休止ということ撤回していただきたいと、強い思いで今の議論を聞いておりました。

昨日、意見書を出させていただきましたけど回答がありませんでしたので、ここで読ませさせていただきます。

河川行政の後退となる淀川水系流域委員会休止は認められない。

2001年に始まった淀川水系流域委員会は、6年間の活動を通じて河川行政に対する画期的な提言

を行ってきましたが、ここにきて近畿地方整備局が一方的な休止宣言を出しました。

本当に住民を守る治水とは、必要な利水とは、自然を活かす川づくりとは、という本来の「川と人のかかわり」として議論が深められてきた流域委員会が、重要な諮問課題である河川整備計画にふれられないまま休止されようとしています。

休止の理由に挙げられている河川整備計画案策定のおくれは、ひとえに河川管理者の責任です。その上、このような事態に導くことは、これまで6年間にわたって新しい河川法に基づいて築いてきた市民・学識者と近畿地方整備局との連携を、そして河川行政への信頼を大きく損なうものです。

委員会の活動を見守ってきた私たちは、河川管理者がどのような理由を取り繕ろうとも、委員会休止を認めることはできません。これまで河川管理者との協力関係のもとに、やらせではない、ここは改めて強く言いたいですけれども、私たちの傍聴者発言にも真摯に耳を傾け、議論を重ね、委員みずからがみずからの言葉で意見書、提言書を書き、活動内容を高めてきた委員会です。今までにない民主的な取り組みで進められてきたこの委員会は、これからの国づくりにとって、欠かせない貴重な委員会モデルです。一方的な休止宣言は、中央官庁の方針に合わないものは切り捨てるという露骨な政策と言わねばなりません。河川行政を後退させることは絶対に許されません。

今後も公開性、民主性、自立性を担保した委員会が継続するよう、早急にこの休止宣言を撤回し、前回同様に透明性のある手続で次期委員を選ぶこと、それまでは現委員の任期を延長することを強く求めます。

これを「脱ダムネット関西」として出させていただきます。この内容に書かれてあること、本当にこの思いそのものですので、ぜひ再考していただきたい、1月30日までに再考していただきたいということを強く要望します。

それから、それだけではなくて、これは私は委員皆さんにお願いしたいのですけれども、本当に今言いましたように、これまでの河川行政を越えて本当に住民の立場に立った委員会なんです。それは改めて考えていただいて、ぜひ大臣に会っていただきたいと思います。きっちりとこの6年間、今までない淀川モデルとして立ち上げてきた河川行政のことを国土交通大臣に会ってお話をしたい。それを近畿地方整備局は取り持っていただきたいと思います。私たちもこれを何らかの形で直接大臣に届けるようなことをしなければいけないと思っていますけれども、なぜこれが全国的に淀川モデルと言われるようになったかということ、やはり今の国土交通大臣に知っていただく必要があると思います。

ぜひ今本委員長、今、起草委員会のようなこともありましたけれど絶対にそれをしないと、一方的に近畿地方や河川管理者が大臣にいろんなことを言ったみたいですが、これはやはり私は

公平でないと思います。ぜひ大臣に会って直接話をするということを求めていただきたいし、それも1月30日までに本当にこの淀川流域委員会がなぜ大事なのかということのを改めて話し合ってくださいと思います。

近畿地方の整備局の皆さんは、それはしていただけると思いますが、それに対するできたらお答えをいただきたいのですが、急な話であってきょうではだめだと言うのであれば、1月30日にそのお返事をいただきたいと思います。以上です。

今本委員長

はい、ありがとうございました。では、つぎ、どうぞ。

傍聴者（畑中）

伊賀市から来ました畑中尚といいます。順番にずっとこうしていただいたら庶務様の手数も省けるのではないかと考えていたのですが、突然私のところに来まして、済みません。少しお話をさせていただきます。そんなに時間をとらないと思いますが。

いろいろ言いたいことがありまして、きょう勇んで来ました。1つは、休止という問題はある意味では棚上げになるだろう。今、増田さんもお発言ありましたが、そういう方向に進むのではないかなど。

なぜかといいますと、今のままでは流域委員会としても最終結論、そして近畿地方整備局も河川整備計画の案といいますか、原案といいますか、素案といいますか、何でもいいのですが、そういうものが示されて、そしてそれに対する結論を出して一応また新しい河川整備計画に基づいてやると、こういうふうな段取りで進む。一回一回大変なことですと進むのだなというふうに思っていたら、何かしり切れとんぼで1月末で任期が来たからやめだよと。

特に河川管理者に言いたいんですが、河川部長になってから一方的、それから突然そういうのが多いですね。水資源機構関西支社から戻ってきて一番先にやったことが、2年前の04年7月1日の方針ですよ。2ダム中止、2ダム継続。

継続とはどういうことやるの。規模縮小だと。とんでもないいろんなことも出てくるんですね。規模縮小といえば、これは法整備から、金盛さんは無視せいとよく言うんだけど、財務計画、財政事情を無視して新しい計画は立てられないんですよ。それを無視して利水の安全度を低めてはならないとか、治水の安全度を低めてはならない、それはやっぱり今の時代合いませんよ。ですから、これはもう少し議論の必要がある。

それと、河川管理者から出てくる、あるいは金盛さんのお話に出てくる中に、自然環境と費用対効果をもっと具体的に説明していただきたい。冒頭、きょう発言がありましたね。では、川上ダム、

利水については伊賀市水道だけなのだけど、こういう理由で少々財政事情があっても推進すべきだと言うのなら、元行政マンでありましたから近畿地方整備局のそれぞれの幹部とも意思疎通が図られていると思います。あるいは奈良県知事、西宮市長、いろんなところも人脈があると思うんですよ。

そして、そういう資料を私たち住民にも示して、川上ダムはこういう事情で治水、利水、環境も配慮してやるのだと。きょう言いたいことはいろいろあるんですが、後で庶務様に渡しておきます。流域委員会に提出する写真をお持ちして説明書きもしてきましたけれども。流域委員会で言ってきたのは本体工事には入らないと。あわせて生活上、防災上とめることができない工事のみ進めるということで審議が進んできました。

今やっている川上ダム、私はここへ持ってきているのですが、後で提出しておきます。見てください。とんでもない工事がどんどんやられている。しかも原石山を崩さないで原石が持ち込まれている。1t以上の石がどんと置かれているんですよ。水没地域の底にですよ。これは恐らくそのまま放っておくわけではない。それはダム本体に使う原石だと思いますが、こういう工事も含めて私は松阪青山線という生活上の道路だけに限って仕事せいということは常に役場に言っていました。今日行われているあの工事は、本当に我々住民をばかにしたような工事をやっているんですよ。

それは何か。そこに谷本さんがおられますが、7月1日の方針のとおりやっているんですよ。川上ダム、推進、継続だ。そして、川上ダムだよりにおいては19年度、4月1日から始まる予算、18億4,700万、今年度に比べて22%の増というふうなことで、有頂天になって事務所が住民に回覧しているのね。

こういうふうな状況で中止だとかもう審議終わり、終わりはないんでしょうね。大変困ったことだと思っています。言いたいことはいっぱいあったんですが、もっと順々に言おうと思ったのがちょっと頭に來まして話をやめます。皆さんに気分が悪くなって大変申しわけなかったと思いますが、ぜひそういう住民の気持ちも聞いていただいて存続をして、少なくともあと1年、現在の流域委員会で詰めをしていただきたい。そして、近畿地方整備局へ最終意見書を出していただいて、私はこれで解散だよということを住民に知らせていただきたい、全国にもそれを発信していただきたい。以上、お願いを申し上げて、少し長くなりましたし感情的になりましたのをおわびいたしまして、発言を終わります。

今本委員長

はい、ありがとうございました。では、つぎの方。

傍聴者（浅野）

「自然愛・環境問題研究所」の浅野です。「提言 水需要管理に向けて（070111版）」の説明をお聞きしました。私としては、その全体に示された利水の新たな展開を目指す「水需要管理に向けた提言」は強く賛同しているもので、「こういった体制への変換なくして河川環境の回復はあり得ない」とまで考えており、貴重な提言をまとめてこられた水需要管理部会の皆様に厚い敬意を表明いたします。

しかし、「追記3 - 6 ダム群連携事業」の記述のみ非常な違和感を覚えるものです。まず木津川上流ダム群で電力会社が揚水発電事業を企画できるかどうか考えますと、既設のダム群の3次元位置関係から見て揚水設備の建設費が巨額になり、高い発電効率も得られないことが明らかです。

青蓮寺ダムと比奈知ダムは水平距離は近いのですが、同じぐらいの標高にあるため「動水勾配」が得られず発電がありません。また、この2つのダムは三重県の発電水利であり、電力会社関連のものではありません。夜間電力を低い料金で設定し、それで夜間にポンプ揚水し、日中の高い電力使用ピーク時を乗り切る急場をしのぐための設備が揚水発電であります。もともと非効率なのですが、さらに非効率極まることになる木津川上流ダム群の3次元位置関係から現実的に実施できる事業ではありません。

そのことから全国でもダム連携による揚水発電事業の実例がないのは当然だと思います。果たして、提案者は調査・検討して、この実現性に確信を持っているのでしょうか。あるいは、可能性が高いと思っておられるのでしょうか。

それよりもそれらの新たな建設工事がもたらす環境破壊を思ってください。そして、揚水発電はダム貯水の循環であり、極端にすれば濃縮による水質悪化を招くものです。本来的に川のような自然な流れこそがダムの水質を改善するもので、ダム貯水の循環を進める揚水発電がプランクトン発生抑止につながるとは思えませんが、少なくともその研究結果がないことを重視していただきたい。日本の社会は今後もっともっと省エネルギーを進め、減少する将来人口に見合うように水力発電を減らしていかなばならないのです。

このような揚水発電を含めダムの徹底利用は、環境重視をうたう淀川水系流域委員会の精神に反しています。具体的に事業にもなり得ない提案でもあり、当該追記3 - 6は削除してください。

ここで変わりますが、委員の皆さん、本当に真摯な態度で審議を続けてくださり、努力くださったことに流域住民の1人としてお礼を申し上げます。すばらしい提言、答申、意見書が生まれました。不満もありますが、現時点においてやはりベターと認めざるを得ません。委員の皆様のご苦勞を少しでも癒したいと流域住民達の中から声が上がり、1月30日の委員会終了後に慰勞会を開き、

委員の皆様を招待して打ち上げ会をやりたいと私達は思っております。

しかし、それを庶務に聞きましたら、既に委員会が打ち上げ会の設定を行っておるということで、では、1つ提案をさせていただきたいのですが、希望者、傍聴者の方々を一緒に入れていただいて、我々会費を出しますので、会場の設定はちょっとまた考えていただかねばならないとは思いますが、一緒に打ち上げをしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

今本委員長

ありがとうございました。1月30日の打ち上げについては、私もぜひそうありたいと思っておりますので、できるだけ安い会費にする努力をして皆さんの参加をお待ちしています。

傍聴者（浅野）

ありがとうございます。

今本委員長

次、はい、どうぞ。

傍聴者（近藤）

また木曽川水系から来ました近藤です。残念ながら河川管理者というか設置者がこの淀川水系流域委員会を休止するという、私も到底認められませんが、決意はかたく、これは撤回しないようにどうも見えます。非常に残念です。

この時期に当たっても、なお任期の最後までご努力なさっている委員の方々に本当に心から敬意を表したいと思えます。

しかし、残念ながら若干、6年間委員でありながらその職責を全うしたとは言えないような委員もいらっしゃるということも非常に残念には思っております。

主に言いたいことについては意見書に書かせていただきました。738です。ちょっとそのほかに細かいことを少し言わせていただきます。

1つは、水需要の件なのですけれども、財政事情と水ということで、その命にかかわることなのだから財政だけでは物が言えない。これはすごくわかりやすいのですけれども、どうなのでしょう。

というのは私、淀川水系について細かいことはわからないので、しっかりと言い切ることはできません。大きく言って、少雨化傾向というか流況の悪化ということは実際はあると思えます。多分そうでしょう。

しかし、新たな水源施設を開発することで利水安全度を保証するのだと、命にかかわるんだと言ったときに、これがコスト計算したときに、一体どのぐらいに1回その水を使うのかとかコスト計算してみると、ほとんど木曽川水系では冗談抜きにペットボトルで水を備蓄するのとどっちが安い

のか高いのかと議論せざるを得ないぐらいに高くつきます。

これは淀川水系でどうなのかは私はわかりません。しかし、そういったことが本気で議論されなくて、何となく「水が枯れたら困るね、じゃ、まあ必要なのかな」みたいな余り科学的とは言えない議論の中で流されていくことは関しては残念に思いますし、次期委員会がなおそのことを議論するとするならばきちんと議論をしていただきたいと思います。

しかし、この次期委員会はどのようなものかについて若干懸念を持たざるを得ません。ダム等フォローアップということは事務次官通達で設置されているのですけれども、本当にこの委員会の休止の決意を固めてから出してくるというような出し方をしましたよね。これは出してぼんぼんと幾つか感想を言われて、それで「これでいいですね」という話でまとめると（丸めると）ということが正直言ってほかの地方整備局ではやられています。これがダム等フォローアップ委員会という形で設置されているのはいっぱいあるのですけれども、多くの流域委員会という名前とかダム等フォローアップ委員会とかいう名前が、膨大な資料がその日にぼんと出て、それについて幾つか意見とか感想を委員が言って、それをぱらぱらとまとめてそれで終わり。1回か2回で終わり。だから、あっさり済んで1カ月もかからないというのが多くの場合。そしてそういった形を実は河川管理者が考えているのではないかというふうなことが見えてしまうことに関して、非常に残念に思うし、せっかくのこの淀川モデルと言われ、先ほども増田さんが読み上げた「委員みずからが考えみずからの言葉で表現をする」と、みずから考えてきて、河川管理者が提供されたものを言ってみればぼんぼんとハンコをついたということではなくて、本当に考えてやってきたということの蓄積と意味というものがもし失われるとしたら、非常に大きな損失。このことを委員の皆様もそうした損失がないように最後のご努力をお願いしたいし、河川管理者には厳しく言いたいです。

そして、河川管理者の方には特に言いたいのですけれども、この淀川水系流域委員会があることによって何とか河川管理者への信頼をつないできたいいろんな河川の流域住民、それがこの淀川水系流域委員会をこうした形で休止するというので、その信頼の糸が切れるということ、これは淀川水系の問題だけではないんです。全国の水系においてこれは重大な問題であり、河川管理者への不信ということが、まさに治水、私は河川法1条に環境が盛り込まれようとも重要なのは治水だと思っていますけれども、この治水ということについて河川管理者が本来負わなければいけない責任を果たせなくなるようなことをこうした形ですということ、私は河川管理者が本気で責任を持っているのだったら、信じられないというふうには言わざるを得ません。

1996年7月11日に、皆様の先輩であって、今リバーフロント整備センター理事長、余分なことを言いますと98万円×1.12×12カ月分の年収を得ていらっしゃる竹村公太郎さんは、霞が関で「24

時間365日河川を考えているのは我々河川管理者だ」というふうにおっしゃいました。昂然とおっしゃいました。それはそれでなかなかいい覚悟だなというふうに正直言って思いました。そのぐらいの覚悟を持ってやっていただかなければ困るという意味を含めてですね。ただそれが、だから住民の言うことなんか聞かないんだという文脈で正直言って言われたに近かったことに関しては今でも腹を立てております。しかし、本気で24時間365日河川のことを考え、住民の安全のことを考えるならば、こういった形で淀川水系流域委員会を休止して、河川管理者への期待と信頼を打ち切る、ずたずたにする、そしてそれをどうやって修復するつもりなのか、どうやって責任をとるつもりなのか、このことを私は河川管理者に問いたい。

そして、そういう意味で淀川水系流域委員会の皆様には、しかるか怒るかということではなくて、河川にかかわる住民の信頼をどうやってつないでいくかということにおいて、ぜひ河川管理者の耳を傾けさせる次の委員会への申し送りをお願いいたしたいと思います。ありがとうございました。

今本委員長

はい、ありがとうございました。では、はい、どうぞ。

傍聴者（酒井）

京都桂川流域住民の酒井です。今、傍聴者の発言を受けて、淀川水系流域委員会の皆様、河川管理者及び関係者の皆様、きょうはたくさんお見えですが、どういうふうにとらえておられるのか。近畿整備局布村局長が長に就任されてからこういう事態になっています。あなた方も大変なんじゃないでしょうか。どうなんでしょうか。

また先輩方がせっかく築いてきた、今、近藤さんがおっしゃったように河川管理者と住民の信頼なんですよ。対話と信頼で社会的合意形成といいますが、いろいろな社会的合意形成議論の中で政策として国の方針が決まり住民、国策が決まります。近畿整備局がやっていることは、要するに布村局長が来られてからやっていることは、まさにそういう信頼関係をくずすことなんです。明日、本省で小委員会がありますが、中央の議論で整備方針なり整備計画が決めようとしています。あなた方はいいでしょう、又、上の方針計画が変更されたからだといいわけするのでしょうか。

今後、転勤でどこに配置される、もう二、三年辛抱したらこれでええやろと投げ出して、投げ出して投げ出した結果が、今新聞で言われているようなタウンミーティングでのやらせとか、現実にこの前も発言しましたが、近畿整備局管内流域の中でやらせの会議とかむだな税金をいっぱい使いながら、河川管理者の物言いで住民を集めて河川整備計画や河川関連工事をやってきているわけです。

官製談合の報道があります。きょうも公正取引委員会から見えているかもわかりません。検察、

警察の方が見えているかもわかりません。胸に手を当てて、あなた方が積算した、河川工事等いろいろ金を使ってやってきたツケがこのような結果になっています。先ほども川上ダム現場の発言がありましたが、本当に正当な入札積算で今まで関連工事がやられてきたその辺をあなた方が清算し、改善し、反省しないとダメなんです。

結果的にこのような事が明らかになれば、あなた方が処分を受けるのか逮捕されるかどこかに左遷させられるか、退職させられるのか、わかりません。このような混乱する事態が起きて、これからの方向性を議論されようとするレビュー委員会の構成は、住民を参加させないやり方や地方自治体の長の選定や構成のあり方、又、だれがなされるか三次の流域委員会の委員、6年かかって議論をしてきたことをそれを又、数年やるんですか。それでいいんでしょうか。以上です。

今本委員長

はい、ありがとうございました。では、はい、どうぞ。

傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。淀川水系流域委員会の休止問題については、私たちは11月8日に大臣と局長あてに抗議と撤回の申し入れを行いました。

どう考えても河川管理者がみずからつくった流域委員会を大体ほとんどの人が理解できない理由で休止するという事は納得できませんし、結局6年間かかって膨大なお金をかけて、流域委員会の各委員に努力してもらいながらつくってきた住民との信頼関係をみずから100%これをつぶしてしまう、こういう大失態を今河川管理者は進行しているということだと思えます。これは非常に残念な事態だというぐあいにまず第1点思います。

私、宇治川天ヶ瀬ダム問題でどうしても一言だけ発言しておきたいと思うんですが、流域委員会と地域部会で検討、議論していただく課題として、やはり天ヶ瀬ダム再開と下流の塔の島地区、宇治川の治水、環境、景観について、この議論がやっぱり大きく残ったというぐあいに思えます。大きな原因は河川管理者がきちっとした調査報告を出さないというのが基本の原因なんですけど、そういう課題が残っているということをもう少しストレートに書いてほしいというぐあいに思えます。やはり琵琶湖、宇治川、淀川というのは一つの水系なんだと。ですから、宇治川問題を除いては考えられないということだと思えますね。

宇治川問題ということで言いますと、これは琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減、きょうの資料の審議資料2 - 3の24ページのところに「琵琶湖治水課題」とありますけど、私から言わせれば琵琶湖総合開発計画どおり浸水しているということだと思えますけど、この浸水被害を軽減するというところでの琵琶湖の後期放流、この辺についても同じ審議資料2 - 3の5ページのところに記述がある

ので見ておいていただきたいと思うんですけど、この後期放流のために洗堰の放流能力を増大する、あるいは瀬田川を改修する、天ヶ瀬ダム再開発能力の増大、そして宇治川の流下能力を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ にすると、そのために宇治川の河道を掘削すると、こういう計画なんですけれども、既に1982年の段階で塔の島と橘島の東半分の掘削工事が行われて、その結果、転落死亡事故が発生するという危険な護岸ができ上がりました。

それから平成12年、2000年ですが、塔の島の締切堤の設置、導水管の敷設が行われて、鵜飼の船が本川に出られない、夏には藻が異常発生して悪臭の苦情が発生する。亀石の周辺では護岸工事と称して宇治川の最も狭いところ埋め立てたということで、結局亀石はどぶ臭い流れの中にあるという状況であります。塔の島周辺は砂洲が全くなって、ハエジャコなどの魚が激減したという状況です。

考えてみますと、数十億円のお金を使って、平等院、宇治上神社という世界遺産を生み出した宇治川の自然景観と環境を破壊してきたということだと思えます。

河川管理者は、さらにこの宇治川本川の工事を計画しているわけですけど、私たちはこの工事には反対です。既に破壊された環境と景観の復元を要求して、この5年間、私はここに来るたびに発言させていただきましたが、やっぱり今どうなっているかと言いますと、塔の島の締切堤と導水管は17億円ですが、もう撤去せざるを得ない状況に来ています。わずか5年間ですよ。だから、こういうことにならないように、やっぱり慎重に物事は検討する必要があるのではないかと、うぐあいに思っています。

そういう点で、ぜひ次期流域委員会になるんだと思うのですが、淀川河川事務所がつくっている「塔の島地区河川整備検討委員会」にお任せではなくて、そことリンクして天ヶ瀬ダム、塔の島地区、下流の堤防の安全強化の問題あるいは低周波空気振動問題、治水、環境、景観、やっぱり総合的に検討してもらった方がいいのではないかと。

それからもう1点だけ言っておきたいのは、私たち地元住民の意見、それから商工会議所、観光協会、漁業組合、それから宇治市からもいろんな意見がこの流域委員会にも河川管理者にも出されています。それらをきちっと受けとめながら議論する、そういうことが非常に大事ではないかというぐあいに今でも思っていますし、今本委員長は私に言い続けんとあかんと言われたので私は本当に5年間言い続けていますが、最後もこれを言い続けて。そうじゃなかったら、どうも淀川水系流域委員会は琵琶湖、淀川と言ってしまおうですよ。宇治川は飛ばされてしまうので、きょうも言わせてもらったという状況であります。よろしくお願いします。

今本委員長

宇治川のことは決して忘れていませんのでご心配なく。ほかに。はい、どうぞ。

傍聴者（細川）

尼崎市ではなく、きょうは第1期委員の1人として発言したいと思います。細川ゆう子です。

本題に入る前に一言お詫び申し上げないといけないのですが、きょうは意見書の提出が間に合いませんのでA3のチラシをお配りしております。これは先ほど発言されました増田さん作成の抗議文を流域委員会の意見書として提出してくださいという送付運動を展開したいと思ひ、きょうはここにご列席の方に抗議文に賛同していただけるのであれば、これに署名をしてそのまま庶務へお渡し願いたいということを書いたつもりだったので、それ以外にももっと集めてあげましょうと言ってくださるのを期待してちょっと説明不足になってしまいました。

一番下の部分に書いてある「右ページの抗議文の署名欄にご署名の上、流域委員会庶務宛にFAXにてご提出ください」というのは、正確には「流域委員会庶務に流域委員会への意見書として提出してください」ということを申し添えたいと思います。データとして送るときには庶務さんには必ず訂正してお送りしますので、そういう意図だということをご理解していただきたいと思います。

なぜ、流域委員会の意見書として送付、布村さんあての抗議文をなぜ流域委員会あてにしてほしいと言ったかといいますと、残念ながらさすがに私も河川管理者を丸々信用することができない今の状況ですので、このまま布村さんあてに出して本当に取り上げてもらえるかどうか非常に不安を感じましたので、公開していただける流域委員会へ意見書として提出していただきたいというように願ひ、こういう送付運動をさせていただきたいと思ひます。

きょうは読み上げは評判が悪いのでできればしたくないのですが、きょうは読ませていただきます。

「新たな川づくりを」とめるな。尼崎市、細川ゆう子。

淀川水系流域委員会は、今までの「治水」「利水」に「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」が、河川法の目的に加わったために、改正河川法にふさわしい「新しい河川整備計画」の策定をめざして設置されました。6年間、河川管理者・流域委員・庶務が、単なる仕事以上の情熱をもって完全に開かれた議論の場を設けてきました。流域委員と河川管理者は、新たな河川整備計画策定のために、真剣な議論を積み重ねました。意見書の提出、説明会、住民討論会、委員会への傍聴に多くの住民が参加し、関係者が一丸になって「新たな川づくり」の夢を追ってきました。報道などで知る多くの住民が、真に住民のためになる「新たな川づくり」の実現に期待してきました。

淀川水系流域委員会の休止は、多くの関係者の6年間の努力を水泡に帰すものです。また、洪水が劇的に減り、水道から水が出ない日がほとんどなくなったのと引きかえに、川で泳ぐことができず、川の水を飲むことができず、川で取った魚を食べられないという急激な河川環境の悪化を憂う、多くの住民の「新たな川づくり」への期待を裏切ることになります。しかも、それだけの犠牲を払っても、水害を完全に回避することはできず、都市型水害、異常な降雨によって、むしろ水害の被害額は増大しているのです。

川づくりは変えねばなりません。治水のためにも、利水のためにも、環境のためにも。淀川水系流域委員会の休止は、「新たな川づくり」に踏み出した河川管理者が、その変化を受け入れぬ勢力にひるみ、歩みをとめようとする動きの象徴に過ぎません。大切なのは、河川管理者が勇気を持って「新たな川づくり」の歩みを続けることなのです。

淀川水系流域委員会は、今や「新たな川づくり」の象徴です。休止を撤回することによって、河川管理者は「新たな川づくり」に挑み続ける意思を示すことができるでしょう。川を愛するすべての日本国民にお願いします。河川を再生させず、どうして「美しい国 日本」を名のることができるでしょう。川は、日本人の心のよりどころです。故郷の川のあり方を決めるのは、住民自身でなくてはなりません。

これが私のメッセージです。流域委員の皆さん、2年では本当に口惜しいと思います。どうか最後まで任務を全うしてください。ありがとうございました。

今本委員長

ほかよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。以上をもちましてあと、庶務に戻します。

〔その他〕

1) 委員会の今後のスケジュール

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、今後の委員会のスケジュールをご案内しまして閉会したいと思います。

その他資料にご案内しておりますが、1月15日10時よりみやこめっせにおきまして第11回ダムワーキング検討会が予定されております。1月30日2時半より大阪市中央公会堂におきまして第56回委員会が予定されております。

以上です。

〔閉会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして淀川水系流域委員会、第55回委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

〔午後 6時51分 閉会〕

議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
- 2．確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
- 3．その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。